

# 墨田区事業継続計画（BCP）

## <地震・風水害編>



令和元年度

墨 田 区

## ★★★★ 目 次 ★★★★★

本計画の構成	1
<共通編>	
第1章 事業継続計画の基本的考え方	3
第1節 事業継続計画修正の背景	3
第2節 事業継続計画とは	4
第3節 計画の必要性	5
第4節 本計画の位置付け	6
第5節 計画の目的	8
第6節 計画策定の基本方針	8
第7節 計画の適用範囲	8
第2章 事業継続体制の向上	9
<地震編>	
第1章 計画の前提条件	11
第1節 前提条件	11
第2節 被害想定	11
第3節 事業継続のための執行体制	13
第2章 非常時優先業務	17
第1節 非常時優先業務の選定方法	17
第2節 非常時優先業務の選定結果	19
第3節 主な非常時優先業務	20
第3章 事業継続のための必要資源の整備	24
第1節 職員	25
第2節 庁舎	30
第3節 執務環境	30
第4節 電力	31
第5節 通信	32
第6節 防災行政無線	32
第7節 情報システム・データ	33
第8節 水・食料等	33
第9節 トイレ	34
第10節 消耗品等（用紙、トナー等）	34
<風水害編>	
第1章 計画の前提条件	35
第1節 前提条件	35
第2節 事業継続のための執行体制	41
第3節 職員の参集	44
第2章 非常時優先業務	45
第1節 非常時優先業務の選定方法	45

第2節 主な非常時優先業務.....	49
第3節 広域避難を実施するうえでの課題に対する取組の方向性 .....	54
第3章 事業継続のための必要資源の整備 .....	55
参考資料一覧.....	56

## 本計画の構成

本計画は、共通編、地震編、風水害編から構成し、共通編は2章構成、地震編、風水害編はそれぞれ3章構成とする。

### <共通編>

B C Pの策定目的、「墨田区地域防災計画」との関係、B C Pの推進体制など基本的な考え方について述べる。

#### 【第1章 事業継続計画の基本的考え方】

東京湾北部地震などの事態が発生した場合には、区自らも被災し、人員や設備・ライフライン等の制約を受ける中で、応急対策業務や復旧活動に取り組む必要がある。「墨田区事業継続計画」は、区の事業継続の基本的な考え方を整理したものであり、策定目的、適用範囲など基本的な事項について述べる。

#### 【第2章 事業継続体制の向上】

「墨田区事業継続計画」は、PDCAサイクルにより実施体制の点検・検証を行うことで事業継続力の向上を図る。B C Pの運用・管理及び計画策定後の継続的な取組について述べる。

### <地震編>

#### 【第1章 計画の前提条件】

震災時における事業継続の検討に際しては、建物・設備等の被害状況やライフライン、社会インフラの被害と復旧状況を把握しておくことが重要となる。

ここでは、首都圏において大きな被害が懸念される東京湾北部地震を想定した区内の被害状況や区の業務への影響について述べる。

#### 【第2章 非常時優先業務】

発災時にさまざまな制約を伴う状況下で業務を継続するためには、優先的に実施する業務を時系列に絞り込むことが必要となる。

ここでは、区の全ての通常業務及び「墨田区職員災害対策マニュアル」に定められている応急対策業務及び復旧・復興業務を対象として、業務影響度分析（区民の生命や生活への影響等）や業務開始目標時間などの評価基準に従って選定された非常時優先業務について述べる。

#### 【第3章 事業継続のための必要資源の整備】

非常時優先業務を遂行するためには、初動態勢の確立や業務遂行に必要な職員数に対する参集可能職員を把握する等、実施体制の確立が必要となる。また、庁舎被災やライフラインの停止により業務遂行に支障が出る。想定地震の下で、事業継続のための想定される課題とその対応について述べる。

## <風水害編>

### 【第1章 計画の前提条件】

風水害時における事業継続の検討に際しては、「江東5区大規模水害広域避難計画」を踏まえ、台風の接近から広域避難を想定した応急対策活動を開始する必要がある。また、洪水発生後の浸水エリアや浸水継続時間を把握しておくことが重要となる。

ここでは、首都圏において大きな被害が懸念される荒川氾濫を想定した区内の被害状況や区の業務への影響について述べる。

### 【第2章 非常時優先業務】

発災時にさまざまな制約を伴う状況下で業務を継続するためには、優先的に実施する業務を時系列に絞り込むことが必要となる。

ここでは、「江東5区大規模水害広域避難計画」や「荒川下流タイムライン」等を参考に策定した風水害時の非常時優先業務について述べる。

### 【第3章 事業継続のための必要資源の整備】

庁舎被災やライフラインの停止により業務遂行に支障が出る。想定する風水害において、事業継続のために想定される課題とその対応について述べる。



< 共通編 >

# 第1章 事業継続計画の基本的考え方

---

## 第1節 事業継続計画修正の背景

### 1 「墨田区事業継続計画（BCP）＜地震編＞」の策定（平成22年3月）について

東京湾北部地震等の大地震が発生した場合には、ソフト・ハード両面にわたり区の行政機能も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことはできない。そうした状況の中で、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断できない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務（＝非常時優先業務）を事前に決めておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資器材等の資源を重点的に投入して、事業の継続と早期復旧を図るため、平成22年3月に「墨田区事業継続計画（BCP）＜地震編＞」（以下、現計画）を策定した。

なお、「墨田区事業継続計画（BCP）＜新型インフルエンザ編＞」については、平成23年3月に策定され、平成28年3月に改訂している。

### 2 令和元年度の改訂について

墨田区では、平成22年3月に現計画が策定されたが、その後、東日本大震災、熊本地震等の大規模な地震による災害が全国各地で発生し、防災対策への新たな教訓や課題が明らかになっている。

さらに、近年では、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風及び東日本台風等といった風水害による災害においても被害が甚大化している傾向があり、地震と同様に、風水害に対する事業継続体制も充実強化する必要性が生じている。

## 第2節 事業継続計画とは

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、物、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務（＝非常時優先業務）を事前に決めておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資器材等の資源を重点的に投入して、事業の継続と早期復旧を図るための計画である。

BCPは、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCPの維持・管理、④継続的な見直しの4つの各要素すべてを含むものである。

BCPの実践により、図1で示すように、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上といった効果を得ることがきる。

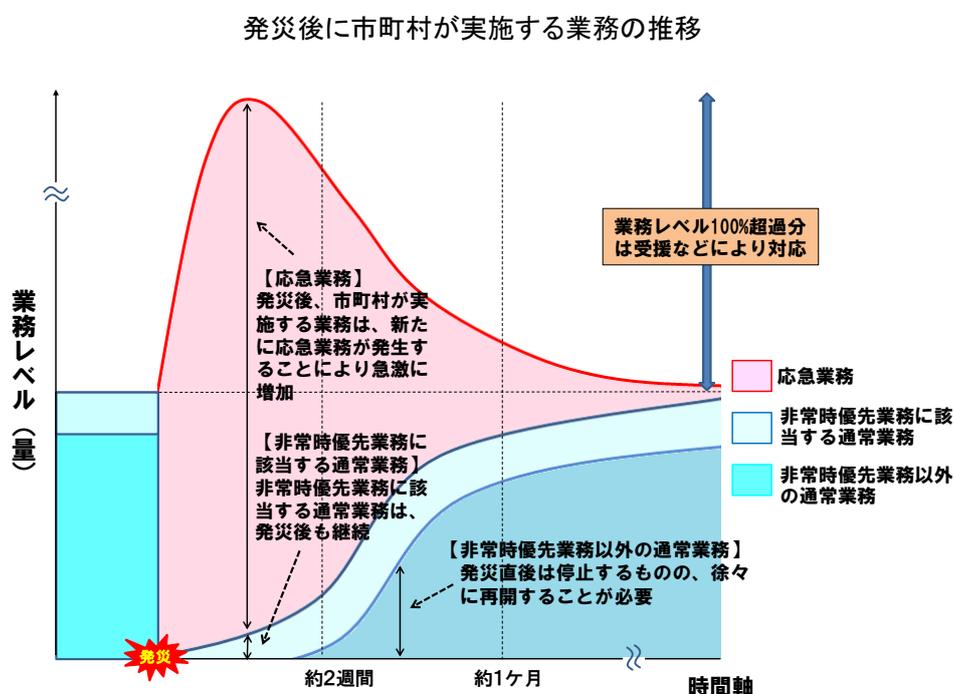


図1 BCP導入による早期復旧イメージ

※出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月改定、内閣府（防災担当））

### 第3節 計画の必要性

区は、基礎的自治体として、住民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っている。発災時に区の事業継続が的確に行われない場合には、区民生活等において、次のような支障が生じる可能性がある。

- ① 区の総合調整機能が損なわれることにより、災害応急対策等を実施するうえで東京都や防災関係機関との十分な連携・調整を欠くこととなった場合には、区民の生命、生活又は財産への被害拡大を招く恐れがある。
- ② 発災後に機動的に実施することが期待されている行政サービス等の実施が行われなかったり、仮に行われたとしても実施が遅れたり、業務の優先順位を誤ってしまったり、あるいは必要な箇所に重点的な資源配分がなされなかった等適切さを欠いたりした場合には、区民生活等への支障が拡大する。
- ③ 区の情報提供機能が失われると、社会不安が増幅し、治安の悪化につながり、さらに区の信頼性の低下を招くといった悪循環を生み出し、結果として区民生活に支障を来したり、社会問題を発生させたりする可能性がある。

大地震などの災害が発生した場合に、このような支障を緩和・解消し、区民の安全・安心を確保するためには事業継続計画（BCP）を策定し、中断することのできない通常業務等について、一定水準を確保するとともに、応急復旧業務を早期に実施することにより、区政の機能を維持することができるよう、あらかじめ準備しておくことが必要である。

今回は、現計画策定時以降の国・都等の取組や区の組織改正等を踏まえ、現計画を改訂するとともに、近年被害が多発している風水害についても検討し、「墨田区事業継続計画（BCP）＜地震・風水害編＞」（以下、「本計画」という）を策定する。

## 第4節 本計画の位置付け

### 1 策定根拠

本計画は、次の(1)～(3)を根拠として策定する。また、本計画の運用に当たっては、これらとの整合を図る。

#### (1) 災害対策基本法

災害対策基本法では、区の責務として、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。」(第5条) こととしている。

#### (2) 墨田区地域防災基本条例

墨田区地域防災基本条例においては、「災害から区民の生命・財産を守ることは、区の最も重要な責務であることを認識し、～(中略)～すべての施策が防災対策に結びつくように配慮」(第3条) することを基本方針とし、「防災に必要な総合的計画を策定し、墨田区の特性に応じた防災施策を積極的に推進しなければならない」(第4条) と定めている。

#### (3) 墨田区地域防災計画

墨田区地域防災計画では、地域防災計画を補強する役割を担い、応急・復旧業務の実効性を高めるため、墨田区事業継続計画を策定することとしている。(震災編第6章)

## 2 他の計画等との関係

区及び防災関係機関が連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示した「墨田区地域防災計画」、区職員の対応を整理した「墨田区職員災害対策マニュアル」及び墨田区の復興の基本的な考え方と被災後における行動指針を示した「墨田区災害復興マニュアル」との関係は、図2に示すとおりである。

なお、本計画の策定や修正を通じて、これらの計画、マニュアルの見直しが必要な場合には、その修正についても検討する。

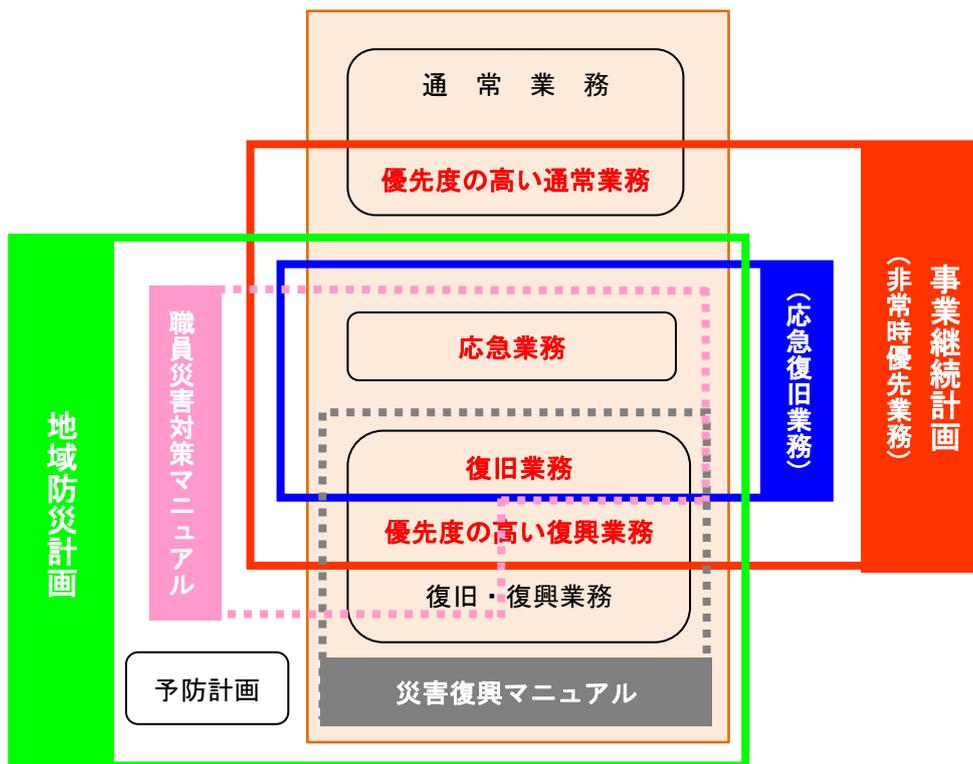


図2 他計画等との関係

## 第5節 計画の目的

本計画は、大地震及び大規模水害発生時に区政の機能維持・早期復旧を図り、災害から区民等の生命、生活及び財産を保護することを目的とする。

## 第6節 計画策定の基本方針

本計画策定の基本方針は、以下のとおりである。

- 方針1 墨田区の行政機能の維持・早期復旧に当たり、最も厳しいケースを想定することとし、被災状況に応じた弾力的な対応が可能な計画とする。
- 方針2 区民の生命、生活及び財産の保護並びに行政機能の維持への影響度について、災害時における区民ニーズとの整合を見極めながら分析し、非常時優先業務を抽出するとともに、当該業務の着手時期（目標復旧時間）を設定する。
- 方針3 非常時優先業務に必要な人員や資器材などの資源は、内容・数量等を可能な限り具体化する。
- 方針4 計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する。
- 方針5 各部署の非常時優先業務のうち、共通するものについては、区全体の統一性を確保する。

## 第7節 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、区職員が実施している業務とする。

なお、区は、業務の一部を外部の業者や指定管理者に委任している。これらの事業者は、本計画において適用範囲外となるが、今後、これらの事業者と委任している業務に関する事業継続計画の策定について検討していく。

## 第2章 事業継続体制の向上

### 1 事業継続マネジメント（BCM）の必要性

本計画に基づいて非常時優先業務を効率的に遂行するためには、事業継続計画を管理・運用する事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を推進していく必要がある。

職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるように、教育・訓練を通じて確認する。

このように①PLAN（計画の策定、BCMの推進体制と役割）、②DO（対策の実施、教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・是正処置）、④ACTION（計画の見直し）というサイクル（図3参照）を通じて、本計画の持続的改善を行うことが重要である。

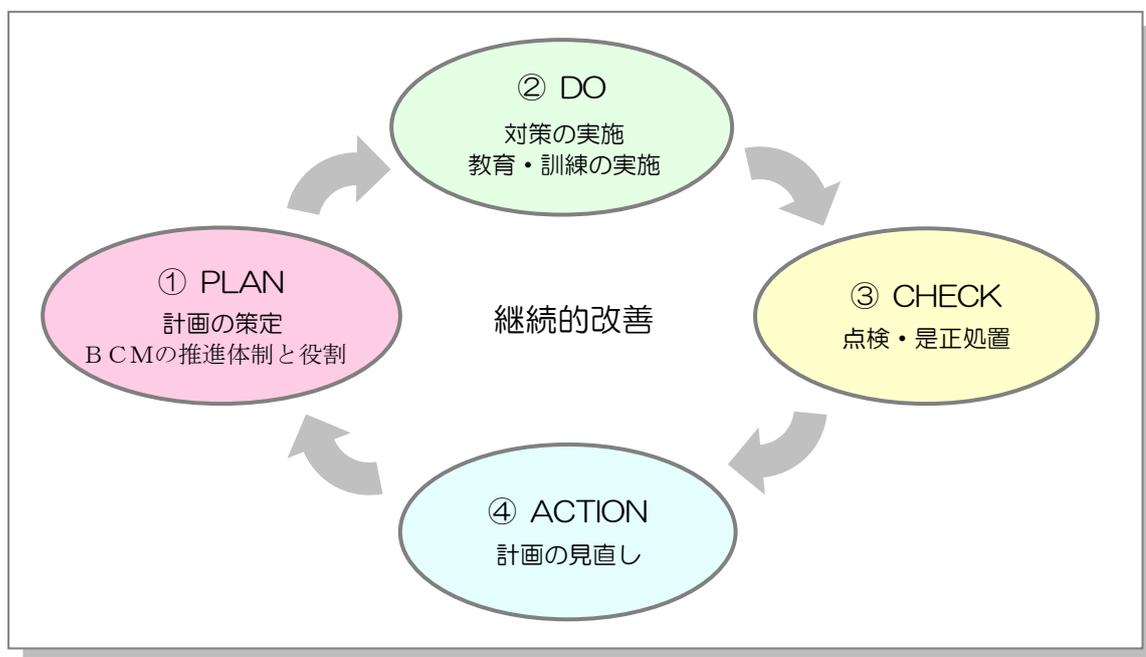


図3 事業継続計画の継続的改善のイメージ

### 2 PDCAサイクル

#### ① PLAN（計画の策定）

区は、必要に応じて、本計画を改訂する。

#### ② DO（対策の実施、教育・訓練の実施）

区は、教育・訓練計画を策定する。また、区は、説明会及び研修等を実施して本計画の周知徹底を図るとともに、職員災害対応訓練に本計画の視点も取り入れて実施するように努める。

③ CHECK（点検・検証）

区は、本計画の適切な運用を実現するため、教育・訓練等を踏まえ、点検・検証を行う。

④ ACTION（計画の見直し）

地域防災計画の修正や組織改革が行われた場合、区は、必要に応じて本計画及び各データベース（表1参照）の見直しを行う。

一方、本計画を見直した場合は、関連する他の計画（「墨田区地域防災計画」、「墨田区職員災害対策マニュアル」「墨田区災害復興マニュアル」）についても見直しを行う。

表1 各データベース

各データベース	内容	見直し実施時期
非常時優先業務調査シート	非常時優先業務の選定	業務の追加・変更
参集可能職員算定シート	参集可能職員の算定	組織変更



# <地震編>



# 第1章 計画の前提条件

## 第1節 前提条件

本計画の前提とする地震は、平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京都の被害想定」における『東京湾北部地震M7.3』とする。

## 第2節 被害想定

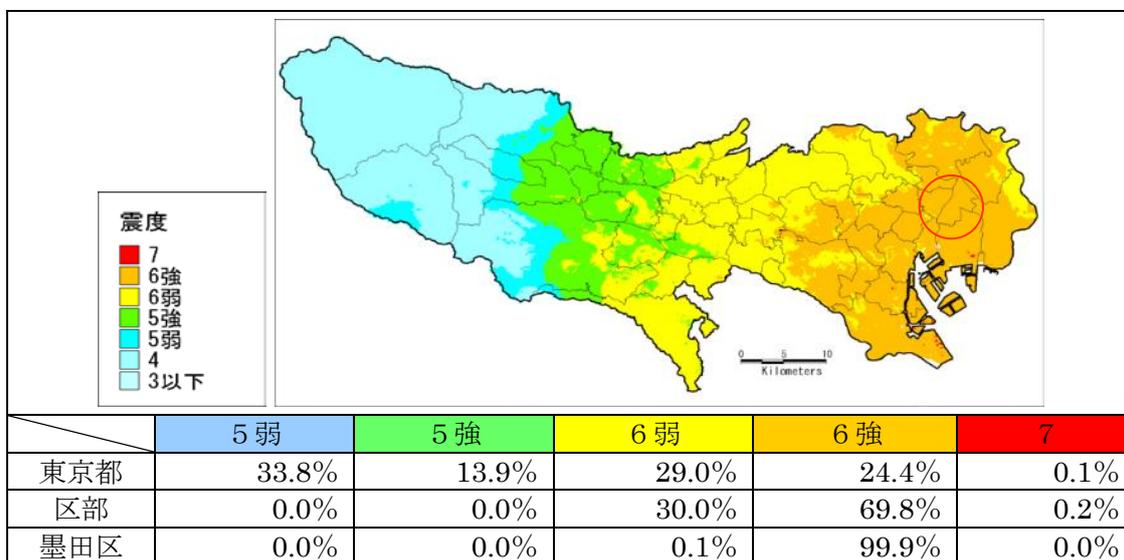
### 1 発生時刻

本計画における発生時刻は、『冬の朝5時』とする。

地域防災計画では「冬の夕方18時」と「冬の朝5時」の2ケースを想定している。本計画における発生時刻は、職員が自宅から参集するための条件により初動期の災害対応が遅延するという理由から、より厳しい「冬の朝5時」と設定する。また、被害状況は最も被害の大きい時刻の方を想定し、試算する。

### 2 震度分布

震度6強以上の範囲は、区部全体の約70%であり、都心から区部東部にかけて広がっている。墨田区においては、ほぼ全域が震度6強の範囲である。



※出典：「首都直下地震等による東京都の被害想定（東京都防災会議）平成24年4月」

### 3 区の被害想定

本計画の前提とする地震は、墨田区地域防災計画にある「首都直下地震等による東京都の被害想定」における『東京湾北部地震M7.3』とする。

地震の種類		東京湾北部地震				
条件	震源域	東京湾北部				
	地震の規模	M7.3 (震源の深さ 20km~35km)				
	区の震度	震度6強 (一部の地域において震度6弱)				
	人口	区		東京都		
		昼間人口	262,514 人	14,948,404 人		
		夜間人口	247,606 人	13,131,573 人		
	区の建物	木造 34,427 棟、非木造 23,443 棟				
時期及び時刻	冬の夕方 18 時		冬の朝 5 時			
風速	8m/秒		8m/秒			
		区	東京都	区	東京都	
人的被害	原因別	死者	665 人	9,641 人	615 人	7,649 人
		ゆれ液状化による建物倒壊	465 人	5,378 人	598 人	6,927 人
		地震火災	200 人	4,081 人	16 人	540 人
		その他	1 人	183 人	1 人	183 人
	負傷者 (うち重傷者)	7,121 人 (1,312 人)	147,611 人 (21,893 人)	7,484 人 (1,308 人)	138,804 人 (18,073 人)	
物的被害	原因別	建物被害 (全壊)	17,657 棟	304,300 棟	10,482 棟	136,298 棟
		ゆれ液状化による建物倒壊	9,902 棟	116,224 棟	9,902 棟	116,224 棟
		地震火災	7,755 棟	188,076 棟	580 棟	20,074 棟
火災	出火件数	32 件	811 件	14 件	268 件	
	焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	7,755 棟	188,076 棟	580 棟	20,074 棟	
その他	滞留者	242,306 人	13,874,939 人	— 人	— 人	
	帰宅困難者	79,083 人	4,714,314 人	— 人	— 人	
	避難者 (1日後)	144,939 人	3,385,489 人	116,933 人	2,656,898 人	
	避難所生活者 (1日後)	94,211 人	2,200,568 人	76,007 人	1,726,984 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数	340 台	7,473 台	322 台	7,008 台	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※出典：「墨田区地域防災計画（墨田区防災会議）平成30年度修正」

### 第3節 事業継続のための執行体制

#### 1 墨田区の災害対策態勢

本計画で設定している前提条件の地震（震度6強）が発生した場合、配備態勢は第3非常配備態勢となり災害対策本部が設置される。なお、今回の前提条件は冬の朝5時発災を想定しているため、発災初動期は臨時非常配備態勢で災害対応にあたることになる。（表2）

表2 発災時刻における配備態勢（区内に震度5強以上の地震が発生した場合）

	勤務時間中の配備態勢	夜間・休日の配備態勢
配備態勢	第3非常配備態勢	臨時非常配備態勢 (第3非常配備態勢)
対象職員	全職員	全職員
参集場所	○災害対策本部態勢で指定する場所に参集 ○白鬚東地区防災拠点参集隊職員は、臨時非常配備態勢で指定する場所に参集	○臨時非常配備職員は、臨時非常配備態勢で指定する箇所に参集（その他の職員参集後、自己の所属する災害対策本部態勢で指定する場所に参集） ○その他の職員は、災害本部態勢で指定する場所に参集

出典：「墨田区職員災害対策マニュアル（平成30年度修正）」

#### （参考）事象による態勢の概要（自動発令）

危険程度



状況	勤務時間中の配備態勢	夜間・休日の配備態勢
「記録的短時間大雨情報」の発表	災害応急対策本部体制	危機管理担当
「東海地震注意情報」の発表 「荒川はん濫警戒情報」の発表	第1非常配備態勢	臨時非常配備態勢 (第1非常配備態勢へ移行)
「東海地震警戒宣言」の発令 「荒川はん濫危険情報」の発表	第2非常配備態勢	臨時非常配備態勢 (第2非常配備態勢へ移行)
区内に震度5強以上の地震発生 岩淵水門(上)の水位が計画高水位に達したとき 「特別警報」の発表	第3非常配備態勢	臨時非常配備態勢 (第3非常配備態勢へ移行)

※夜間・休日の配備態勢の（ ）書きは、臨時非常配備職員以外の災対本部職員参集後に移行する態勢

出典：「墨田区職員災害対策マニュアル（平成30年度修正）」

## 2 災害対策本部の組織体制

発災から時間が経過し災害対策本部態勢が整い次第、図4のとおり、災害対策本部長（区長（以下、「本部長」という。）」の統括のもと全庁的な体制をもって災害対応にあたる（詳細は「墨田区地域防災計画」を参照）。

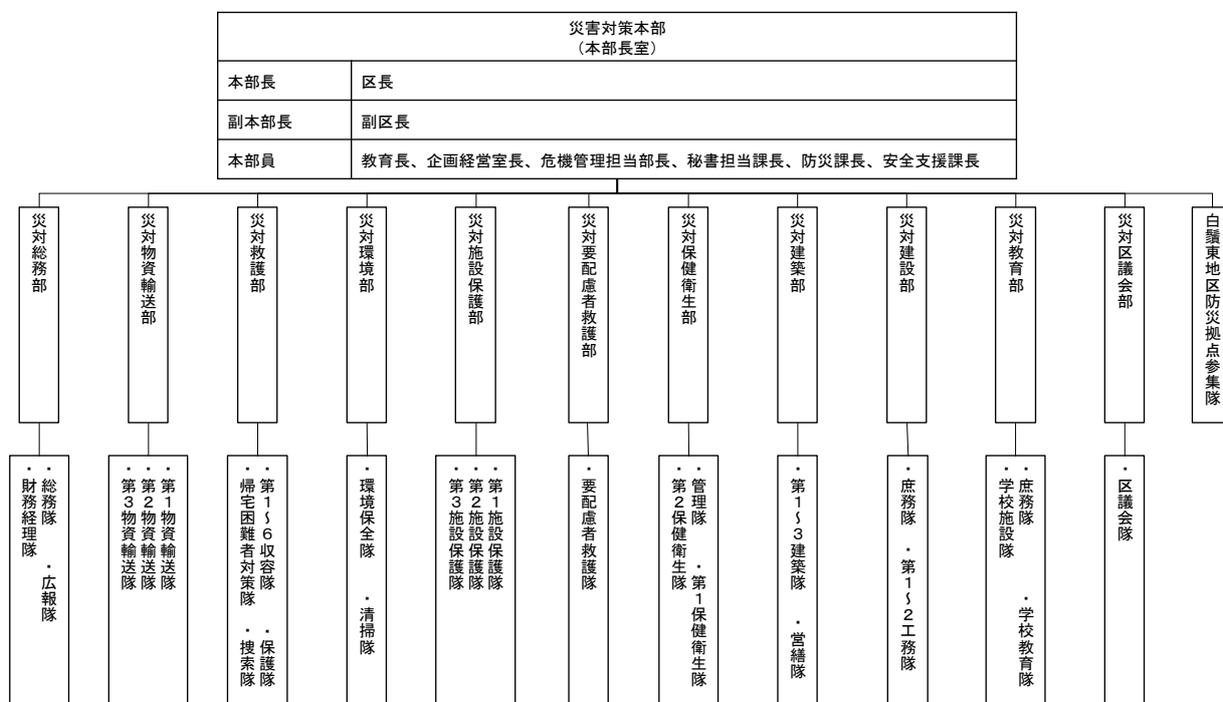


図4 災害対策本部の組織体制

## 3 本部長の職務代行

区長と連絡がとれないときは副区長が、副区長と連絡がとれないときは危機管理担当部長が職務を代行する。

## 4 BCPの発動基準

地震時において、策定されたBCPを有効に機能させるためには、BCPの発動基準を明確にしておくことが重要となる。BCPでは、突発的に災害が発生した後に膨大な業務が発生するなかで、通常組織として対応が困難となり、災害復旧のために業務の優先順位を考慮していく必要がでた場合に、災害対策本部の設置とともに発動するものとする。

BCPの発動後、本計画に従って非常時優先業務の実施体制を確保し、あらかじめ定められた手順により業務を遂行する。業務遂行にあたっては、非常時優先業務に必要な資源の被災状況などを確認し、ボトルネックへの対応及び業務の迅速な実行を図るものとする。

## 5 BCPの解除基準

本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、BCPの体制を解除する。

## 6 職員の参集予測

### (1) 職員参集予測

本計画では、冬の朝5時に発災したことを想定し、1,987人の職員（平成31年4月現在）を対象として参集予測を実施した。予測にあたり、職員の居住地と参集先の距離（直線距離）から徒歩参集にかかる時間を算出し、参集困難者の割合を考慮して集計した。

表3 参集困難率の算出根拠

時間	内容	参集困難率%
発災～2日目	発災直後の負傷や混乱等により、参集困難	20%
3日目	被災地周辺の交通機関の復旧に伴い、交通機関と徒歩の組合せにより参集する職員が増加するが、発災後の混乱等により参集困難	10%
10日目以降	本人の死亡・重傷等により参集困難	2%

### (2) 参集予測結果

本庁舎までの参集可能人数は、表4及び図5のとおりである。

- ① 発災後、公共交通機関が停止しているため、20km圏内に居住している職員は徒歩で参集する。参集率は、3時間後で約40%となり、12時間後で約60%強となる。
- ② 1週間以内には、公共交通機関が順次復旧するのに伴い、徒歩と組み合わせて参集する。参集率は、約90%に達する。
- ③ 2週間以内には、公共交通機関の復旧により通常通りの通勤で、本人の死亡・重傷等により参集困難な者（2%）を除き、ほぼ全職員が参集する。

表4 時間ごとの職員参集予測と職員居住地に係る徒歩参集可能人数

	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
人数(人)	320	801	1,103	1,291	1,291	1,291	1,788	1,947	1,947
全体参集率(%)	16.1	40.3	55.5	65.0	65.0	65.0	90.0	98.0	98.0

項目	職員数 (割合)
歩行距離 20 k m 圏内 (直線距離 14 k m 圏内)	1,439 人 (72%)
歩行距離 28 k m 圏内 (直線距離 20 k m 圏内)	1,614 人 (81%)
職員合計	1,987 人 (100%)

参集可能人数の算定根拠は、以下のとおりである。

- ① 本庁舎に全職員が参集すると仮定した。
- ② 全職員の居住地データから、本庁舎までの直線距離及び歩行距離を算定した。
- ③ 歩行距離は、居住地から本庁舎まで直線距離で参集することは困難であることから、直線距離を $\sqrt{2}$ 倍することにより算定した。また、歩行可能距離は、最大 20km とした。
- ④ 発災から 2 日目までは、公共交通機関は停止しているため徒歩 (時速 3 km/h) で参集する。
- ⑤ 3 日目からは、公共交通機関の順次復旧に従い、公共交通機関及び徒歩を組み合わせで参集する。
- ⑥ 隅田川、荒川などの橋梁は、発災後、徒歩・自転車の通行は可能と想定した。

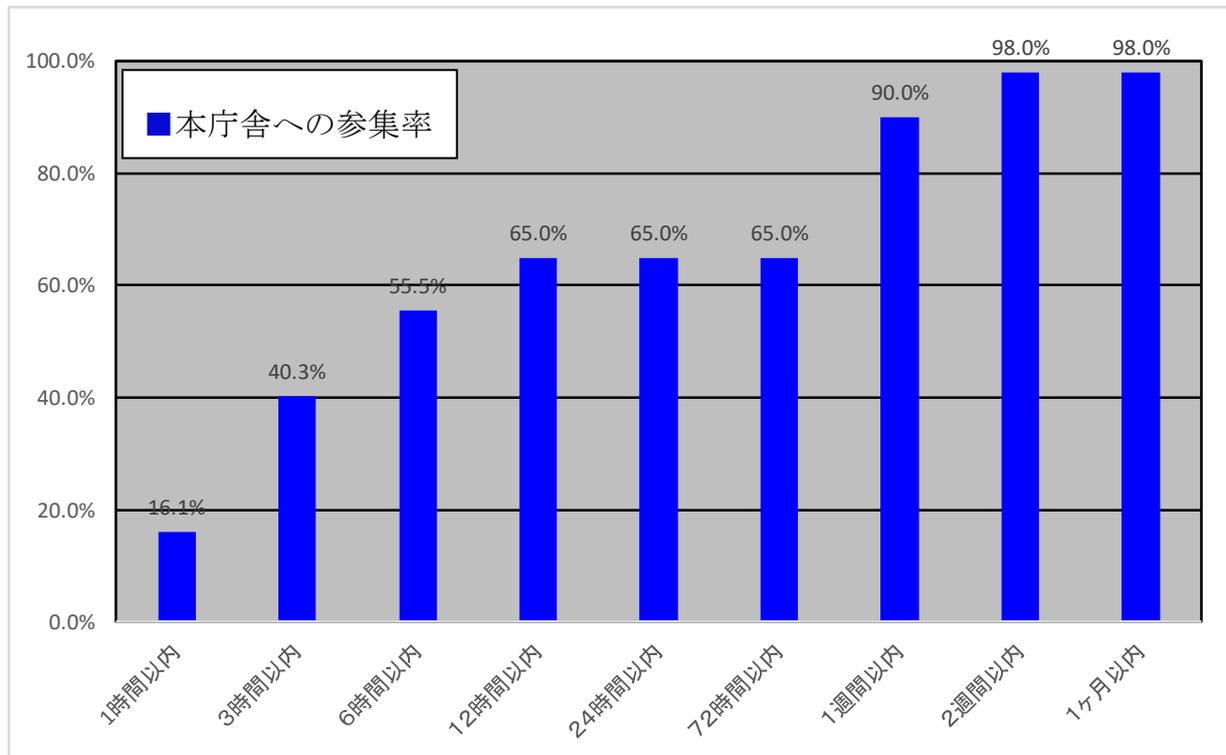


図5 時間ごとの職員参集予測

## 第2章 非常時優先業務

### 第1節 非常時優先業務の選定方法

#### 1 選定の考え方

非常時優先業務は、3区分で選定した。

選定の対象となる非常時優先業務の区分及び範囲は表5のとおりである。

表5 業務区分と選定基準

業務区分		非常時優先業務の選定基準
非常時優先業務	応急復旧業務	現計画策定時に選定された応急復旧業務に加えて、最新の「墨田区職員災害対策マニュアル」に記載されている業務
	優先度の高い通常業務	通常業務のうち、区民の生命・生活・財産を守るための観点から、災害時においても継続が必要な業務
	発災後2週間以内に実施すべき復興業務	発災後2週間以内に実施すべき復興業務について、応急復旧業務及び通常業務に含まれない業務

#### 2 応急復旧業務

現計画策定時の調査結果に加え、「墨田区職員災害対策マニュアル（平成30年度修正）」に記載されている業務も選定対象に加え、選定された業務に対し、業務開始目標時間や想定される必要人数を設定した。

#### 3 優先度の高い通常業務

現計画策定時の調査結果を基本とし、業務内容や業務開始目標時間等を見直す場合は、以下の（1）～（2）の考え方に従い、優先度の高い通常業務を設定した。

##### （1）業務影響度分析

○業務の遅れによって発生する影響の内容及び影響の大きさを評価した。

○影響の大きさについては、発災後の経過時間ごとに（1時間以内、3時間以内、6時間以内、12時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内）、「表6 業務停止による影響度の評価基準」に基づいて業務停止による影響度を5段階評価した。

表6 業務停止による影響度の評価基準

影響の 度合い	1	2	3	4	5
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
経過時間 まで業務 停止した 場合の 影響例	社会的影響は、わずかに留まる。ほとんどの人は、行政の許容可能範囲であると理解する。	若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人は、その行政対応は許容可能範囲であると理解する。	社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じるが、過半数の人は、その行政対応は許容可能範囲であると理解する。	相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半数の人は、その行政対応は許容可能範囲外であると考える。	甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能範囲外であると考える。

出典：「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版」（平成28年4月、内閣府（防災担当））

## （2）業務開始目標時間

発災時に資源等の制約を伴う状況下で事業継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、各業務を発災後のいつの時期までに開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、事業継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を整理する。

## 4 発災後2週間以内に実施すべき復興業務

現計画策定時の調査結果と「墨田区災害復興マニュアル（平成16年）」に記載されている業務の一覧に加え、「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月、東京都）」で整理されている業務も選定対象に加え、発災後2週間以内に実施すべき復興業務を選定した。

なお、業務の選定にあたっては、上記3（1）～（2）の考え方に従い、設定した。

## 第2節 非常時優先業務の選定結果

災对各部別及び部署別の非常時優先業務数は、表7、表8に示すとおりである。

表7 災对各部別の非常時優先業務数（応急復旧業務）

災害対策組織名	応急復旧業務
災対総務部	43
災対物資輸送部	23
災対救護部	187
災対環境部	24
災対施設保護部	101
災対要配慮者救護部	20
災対保健衛生部	28
災対建築部	30
災対建設部	28
災対教育部	180
災対区議会部	1
合計	665

表8 部署別の非常時優先業務数（通常業務等）

室/部/局名	優先すべき 通常業務	発災後2週間 以内に実施 すべき復興業務	計
企画経営室	15	3	18
総務部	21	4	25
区民部	15	0	15
地域力支援部	1	3	4
産業観光部	3	4	7
福祉保健部	21	9	30
保健衛生担当	13	0	13
子ども・子育て支援部	25	0	25
都市計画部	12	2	14
危機管理担当	0	1	1
都市整備部	3	0	3
環境担当	8	6	14
立体化推進担当	0	0	0
会計管理室	2	0	2
教育委員会事務局	202	0	202
監査委員事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	2	0	2
区議会事務局	6	0	6
合計	349	32	381

### 第3節 主な非常時優先業務

災対各部及び各部署の主な非常時優先業務は下記のとおりである。

業務開始 目標時間	応急復旧業務	発災後2週間以内に 実施すべき復興業務	優先度の高い通常業務
1時間以内	<p>【災対総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部会議の開催に関する事。</li> <li>○災害に関する広報に関する事。</li> <li>○庁舎の管理に関する事。</li> </ul> <p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等への職員の派遣に関する事。</li> <li>○避難者の救護及び受入れに関する事。</li> </ul> <p>【災対環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二次災害の防止に関する事。</li> </ul> <p>【災対施設保護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設被害状況等の集約に関する事。</li> </ul> <p>【災対要配慮者救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者・高齢者施設との連絡調整に関する事。</li> </ul> <p>【災対保健衛生部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所の設置に関する事。</li> </ul> <p>【災対建築部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関する事。</li> </ul> <p>【災対建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事現場の安全対策に関する事。</li> </ul> <p>【災対教育部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関する事。</li> </ul>		
3時間以内	<p>【災対総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法の適用要請に関する事。</li> </ul> <p>【災対物資輸送部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○物資輸送計画の策定に関する事。</li> </ul>		

業務開始 目標時間	応急復旧業務	発災後 2 週間以内に 実施すべき復興業務	優先度の高い通常業務
	<p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食糧品の供給に関する こと。</li> </ul> <p>【災対施設保護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の保全及び管理に 関すること。</li> </ul> <p>【災対保健衛生部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食品衛生の指導に関する こと。</li> </ul>		
6 時間以内	<p>【災対物資輸送部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水の輸送に関する こと。</li> </ul> <p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体収容所への遺体の 搬送に関すること。</li> </ul> <p>【災対環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区立保育園への援助活 動の実施に関するこ と。</li> </ul> <p>【災対要配慮者救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉ボランティアの派 遣要請及び受入れに関 すること。</li> </ul> <p>【災対教育部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営活動に関す ること。</li> </ul>		
12 時間以 内	<p>【災対総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時ボランティアの 派遣に関すること。</li> </ul> <p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の火葬の取扱いに 関すること。</li> </ul> <p>【災対保健衛生部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康相談・メンタルヘ ルスケアに関するこ と。</li> </ul> <p>【災対物資輸送部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活必需品、燃料等の 輸送に関すること。</li> </ul> <p>【災対建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○注意を要する箇所のパ トロールに関すること。</li> </ul>		

業務開始 目標時間	応急復旧業務	発災後2週間以内に 実施すべき復興業務	優先度の高い通常業務
1日以内	<p>【災対総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間協力団体の受け入れと派遣に関すること。</li> </ul> <p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族への遺骨引渡しに関すること。</li> </ul> <p>【災対保健衛生部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物の保護・管理に関すること。</li> </ul>		
3日以内	<p>【災対総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復旧計画の企画立案に関すること。</li> </ul> <p>【災対総務部・災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○り災台帳の作成に関すること。</li> </ul> <p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の捜索に関すること。</li> </ul> <p>【災対環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理に関すること</li> </ul> <p>【災対建築部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家屋・住家被害の集約・状況調査に関すること。</li> <li>○応急復旧工事に関すること。</li> </ul> <p>【災対教育部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応急教育計画の作成に関すること。</li> </ul>	<p>【すみだ清掃事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物（がれき）の処理（仮置場設置場所の状況確認、確保及び設置準備）</li> </ul>	<p>【情報システム担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システム管理（住民記録系・内部情報系）</li> </ul> <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎建物・設備の維持に関すること</li> </ul>
7日以内	<p>【災対総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復興本部準備室の設置に関すること。</li> </ul> <p>【災対救護部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関すること。（おおむね1週間程度が経過した以降から実施する。）</li> </ul>	<p>【すみだ清掃事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後のがれき・ごみの臨時的処理業務</li> </ul>	<p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情・相談の受付に関すること</li> </ul> <p>【窓口課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○戸籍に関する届書申請書等の受付・審査及び処理</li> </ul> <p>【すみだ清掃事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物（生活ごみ）の収集及び運搬業務</li> </ul>

業務開始 目標時間	応急復旧業務	発災後2週間以内に 実施すべき復興業務	優先度の高い通常業務
14日以内	<b>【災対総務部・災対救護部】</b> ○り災証明書の交付に関する こと。	<b>【情報システム担当】</b> ○システム管理（被災者生活 再建支援システム）	<b>【小学校】</b> ○教育基本法に基づく義務 教育の実施 <b>【幼稚園】</b> ○幼稚園教育要領に基づ く幼稚園教育（保育）の 実施
30日以内	<b>【災対総務部】</b> ○災害対策本部の廃止及 び廃止の通知に関する こと。	<b>【防災課】</b> ○災害復興本部の設置	<b>【子ども施設課】</b> ○児童福祉法に基づく施 策及び施設の充実と運 営（公立保育園の運 営） <b>【小学校】</b> ○学校給食の実施

※ 全ての非常時優先業務については、別添資料（データ）を参照。

### 第3章 事業継続のための必要資源の整備

本章では、災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、事業継続に必要な業務資源・環境（物的資源・情報資源）等について、必要資源の確保状況（現状把握、災害時の想定）を確認し、十分な必要資源が確保されていない場合は、必要量を確保するための対策を検討する。

表9 非常時優先業務遂行上の主な課題と対策（概要）

必要資源	主な課題に対する取組の方向性
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部における本部長職について、第4代行者以降の代行者を検討する。</li> <li>○夜間・休日に発災した場合にも迅速に職員の安否を確認するとともに、適切な職員参集予測を可能とするため、職員参集メールを全職員が登録するようにする。</li> <li>○非常時優先業務に必要な職員数と参集職員数を比較し、災害対策本部組織における業務量の調整をはかる。また、受援計画の策定や、応援人員による業務実施を検討する。</li> </ul>
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時優先業務を行うために使用可能な施設（代替庁舎）を検討する。</li> </ul>
執務環境（什器等の転落防止、ガラスの落下・飛散防止、天井等落下防止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁舎以外の施設における什器の転倒防止対策を実施する。</li> <li>○本庁舎以外の施設におけるガラス飛散防止対策を実施する。</li> <li>○全ての施設において、PC（ノートPCは対象外）・OA機器の飛散防止対策を実施する。</li> </ul>
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁舎以外の施設において、非常用発電機または携帯型発電機の導入とともに、3日分の燃料の確保を検討する。</li> <li>○現在設置されている非常用発電機の老朽化が進行していることから、非常用発電機の更新に向けた計画を策定する。</li> </ul>
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通信設備への被害による通信の断絶に備え、衛星電話及び衛星IP無線の導入を検討する。</li> </ul>
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在配備されている防災行政無線を有効活用できるよう、定期訓練を実施する。</li> </ul>
情報システム・データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全庁情報システムの一部は、非常用発電機の供給範囲となっていないため、全ての全庁情報システムが停電時においても機能するよう非常用発電機及び燃料を確保する。</li> <li>○各部署が管理している情報システム機器の転倒防止対策を実施する。</li> <li>○本庁舎と各拠点間における専用線の複線化や地中化を実施する。</li> </ul>
水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員が非常時優先業務を遂行するために必要な食料を3日分確保する。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水貯留槽等の貯留水がない場合、トイレの使用ができなくなるため、庁舎リニューアルに合わせてマンホールトイレを設置するとともに、簡易トイレの備蓄について検討する。</li> </ul>
消耗品等（用紙、トナー等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時優先業務の遂行に必要なとなる消耗品のローリングストックを実施する。</li> </ul>

## 第1節 職員

### 1 現状の確保状況

#### (1) 本部長職（区長）の職務代行者

現時点では、第2代行者（副区長）、第3代行者（危機管理担当部長）までにとどまっているが、第4代行者以降も選出することが望ましい。

#### (2) 安否確認システム

職員の安否確認及び参集を行うための職員参集メールへの登録は、全職員の登録には及んでいない。

#### (3) 非常時優先業務に必要な職員数

##### ① 必要職員数

非常時優先業務に必要な職員数は表10のとおり算出された。

表10 非常時優先業務の実施に必要な職員数

必要な職員数 (人)	1時間 以内	3時 間以 内	6時 間以 内	12時 間以 内	24時 間以 内	3日 以内	1週 間以 内	2週 間以 内	1か月 以内
応急復旧業務	845	1,171	1,442	1,636	1,744	1,878	2,552	2,577	2,637
通常業務等	182	215	377	420	529	728	1,095	1,209	1,411
合計	1,027	1,386	1,819	2,056	2,273	2,606	3,647	3,786	4,048

② 応急復旧業務の実施に必要な職員数（災対各部）

表 10 のうち、応急復旧業務について、発災当日から 1 か月後までに必要な職員数は、災対各部において表 11 のとおりである。

表 11 応急復旧業務の実施に必要な職員数（災対各部）

災害対策組織名	職員数 (人)	応急業務の実施に必要な職員数（人）								
		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	12 時間 以内	24 時間 以内	3 日 以内	1 週間 以内	2 週間 以内	1 か月 以内
災対総務部	240	162	159	168	185	209	233	755	750	892
災対物資輸送部	105	7	17	52	124	121	121	121	121	121
災対救護部	369	55	153	347	367	381	375	369	375	282
災対環境部	142	101	111	113	113	135	81	162	162	157
災対施設保護部	518	117	175	171	123	123	123	123	123	123
災対要配慮者 救護部	145	174	185	185	184	186	179	283	283	283
災対保健衛生部	124	43	185	206	311	340	356	324	314	314
災対建築部	88	29	29	40	53	67	197	211	245	261
災対建設部	128	113	113	116	129	131	147	147	147	147
災対教育部	106	38	38	38	41	41	56	49	49	49
災対区議会部	14	6	6	6	6	10	10	8	8	8
全庁合計	1,979	845	1,171	1,442	1,636	1,744	1,878	2,552	2,577	2,637

③ 通常業務等の実施に必要な職員数（各部）

表 10 のうち、優先度の高い通常業務及び発災後 2 週間以内に実施すべき復興業務について、発災当日から 1 か月後までに必要な職員数は、各部署において表 12 のとおりである。

表 12 通常業務等の実施に必要な職員数（各部）

室／部／局名	職員数 (人)	優先度の高い通常業務の実施に必要な職員数（人）								
		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
企画経営室	69	14	15	31	40	40	56	66	65	61
総務部	105	10	13	13	13	19	31	32	54	53
区民部	267	0	4	6	5	6	13	17	43	237
地域力支援部	63	14	14	14	14	14	20	20	24	28
産業観光部	48	1	6	8	8	8	10	14	19	19
福祉保健部	274	4	5	20	25	49	70	161	166	170
保健衛生担当	124	0	0	0	6	28	67	73	83	96
子ども・子育て支援部	488	87	90	183	206	251	286	392	429	427
都市計画部	70	10	12	18	16	12	22	24	27	24
危機管理担当	21	0	0	0	0	0	0	0	2	2
都市整備部	107	0	0	0	0	2	2	5	9	9
環境担当	142	34	46	73	73	81	115	219	217	217
立体化推進担当	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計管理室	14	0	0	0	0	0	0	7	7	7
教育委員会事務局	143	8	8	8	12	17	31	48	53	46
監査委員事務局	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	8	0	0	0	0	0	0	0	2	8
区議会事務局	14	0	2	3	2	2	5	17	9	7
合計	1,984	182	215	377	420	529	728	1,095	1,209	1,411

④ 非常時優先業務の実施に必要な職員数と参集予測人員比較

表 13 非常時優先業務の実施に必要な職員数と参集予測人員比較

必要な職員数 (人)	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
非常時優先業務に必要な職員数	1,027	1,386	1,819	2,056	2,273	2,606	3,647	3,786	4,048
参集予測人員	320	801	1,103	1,291	1,291	1,291	1,788	1,947	1,947
過不足	-707	-585	-716	-765	-982	-1,315	-1,859	-1,839	-2,101

## 2 課題に対する取組の方向性

### (1) 職務代行

本部長の職を代行するにふさわしい職責の代行者を検討し、災害対策本部における本部長職の代行順位については、第4代行者以降の代行者を検討する。

### (2) 安否確認システム

運用中の職員参集メールを活用することで、夜間・休日に発災した場合においても迅速に職員の安否を確認し、適切な職員参集予測を行うことが可能となり、初動体制を確立することができる。

職員参集メールへの未登録者に対して、発災時の事業継続を実施するため、安否確認及び迅速な参集が区職員の責務であることを認識してもらい、登録を推進する。

### (3) 非常時優先業務に必要な職員数

東京都災害時受援応援計画（平成30年1月、東京都）では、大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務として、図6のとおり整理している。

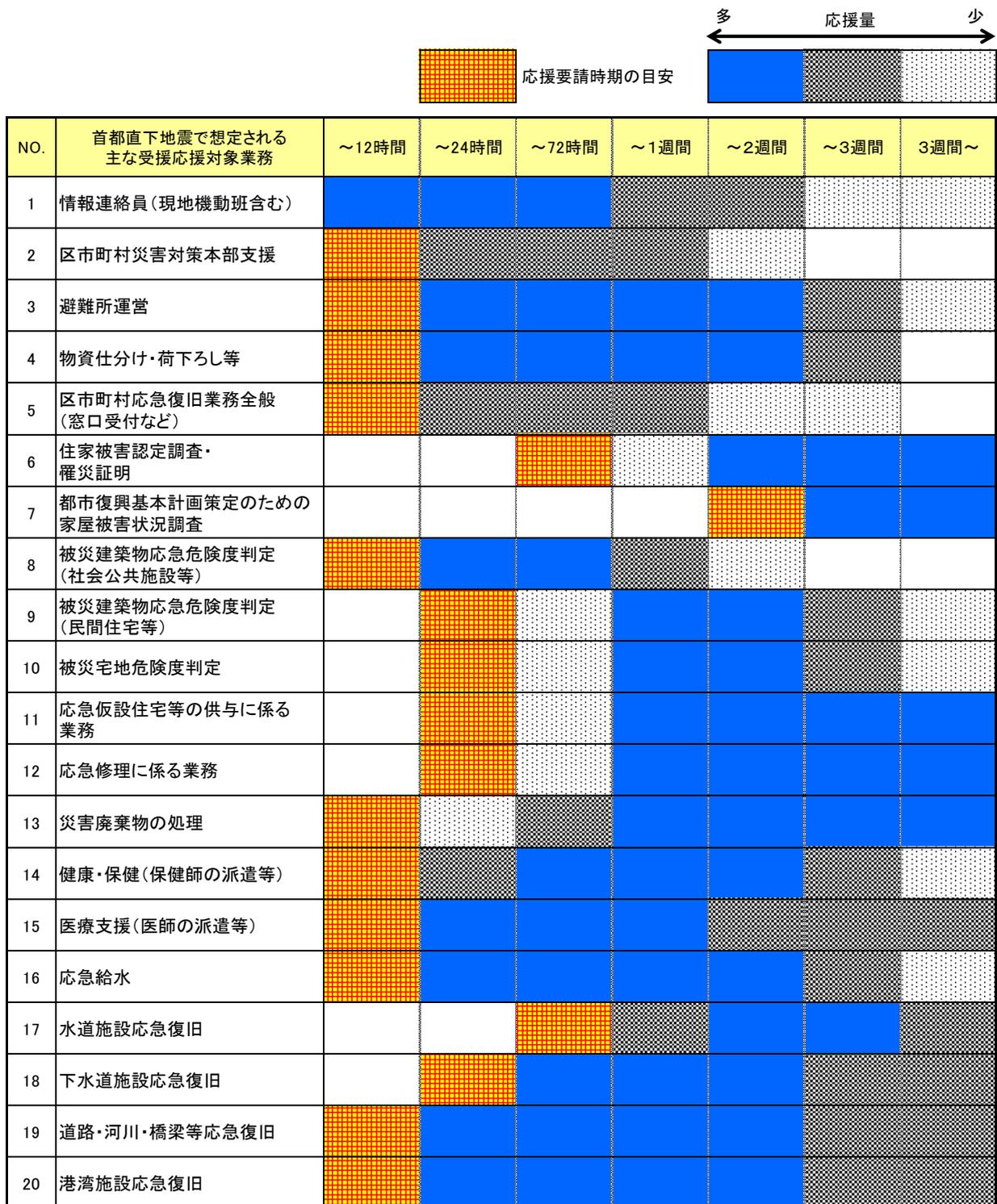
第3章第1節（3）より、必要な職員数が不足する業務として、下記のような業務があるが、これらの業務については、国・都・他自治体等から派遣される応援職員も見込んだ人数構成としている。

○り災台帳の作成に係る家屋・住家の被害状況調査業務

○避難所生活支援業務（避難所での健康相談・メンタルヘルスケアなど） など

上記に挙げた業務は、東京都で整理されている受援応援対象業務（図6）として選定されており、災害時には外部からの応援を受けながら業務を継続していくことが求められる。

また、児童・生徒の被災状況調査や応急教育などの業務については、第3章第1節（3）で整理している必要職員数には計上していないが、災害時には区職員以外（都教員、指定管理者など）が対応していくことになると想定される。



※ 災害時における受援体制に関するガイドライン(仮称)素案における受援対象業務のタイムラインを参考にして、関係部署及び関係機関と調整の上作成

図6 大規模災害時に想定される主な受援応援対象業務

出典：東京都災害時受援応援計画（平成30年1月、東京都）

## 第2節 庁舎

### 1 現状の確保状況

#### (1) 耐震性

区公共建築物の耐震化について、平成20年9月に策定した「墨田区公共建築物耐震改修計画」に基づき耐震化を推進した結果、一般区民施設、小学校・中学校及び幼稚園の耐震化は、平成27年度までに概ね目標を達成している。

区公共建築物の内、新耐震基準で建てられた建物については、一般の建築物と比べ、基準値を割増しして耐震性能を高めている。なお、旧耐震基準で建てられた建築物については、上記のとおり耐震化の目標を達成しているが、これらについても一般の建築物と比べ基準値を割増しして耐震補強性能を高めている。

#### (2) 代替庁舎の特定

地震時においては、東京スカイツリー®内にある「タワー危機管理ベース」を代替施設に指定しており、災害対策本部機能を移転可能となっている。

### 2 課題に対する取組の方向性

#### (1) 耐震性

耐震化の目標は達成しているが、必要に応じてメンテナンスを実施していく。

#### (2) 代替庁舎の特定

現在、「タワー危機管理ベース」を代替施設として指定しているが、非常時優先業務を行うために使用可能な施設（代替庁舎）を検討する。

## 第3節 執務環境

### 1 現状の確保状況

#### (1) 転倒防止策

本庁舎の什器転倒防止策を一部を除き実施済みである。

#### (2) ガラスの飛散防止

庁舎リニューアルに合わせて網入ガラスの箇所等を除き、ガラス飛散防止対策を実施している。

### 2 課題に対する取組の方向性

全ての施設において什器転倒防止対策、ガラス飛散防止対策及びPC（ノートPCは対象外）・OA機器の飛散防止対策を実施する。

## 第4節 電力

### 1 現状の確保状況

#### (1) 非常用発電設備

本庁舎に設置されている非常用発電設備は表14のとおりである。

表14 非常用発電設備の設置状況

設置場所	設置年	定格出力	エンジン	重油備蓄量	備考
地下2階 機械室	H2年	1,000kVA	ガスタービン 燃料：A重油	20,000L	以下に3日間の電力供給可能 ○法定負荷（非常用照明・消火栓ポンプ等） ○保安負荷（一部照明・非常用エレベーター等）
屋上	H2年	80kVA	ディーゼル 燃料：A重油	1,950L	以下に3日間の電力供給可能 ○防災用負荷（防災無線装置・関連機器）

#### (2) 燃料

災害時における燃料の優先供給に関する協定を以下のとおり締結している。

○災害時における燃料の優先供給に関する協定（平成8年2月21日締結）

／東京都石油商業組合台東・墨田支部

○災害時における灯油等の優先供給に関する協定（平成26年8月25日締結）

／平野石油（株）

### 2 課題に対する取組の方向性

本庁舎では、非常用発電機及び燃料が3日分確保されているが、電力供給対象が非常用負荷や一部のコンセント用負荷、防災無線用と限られている。

そのため、執務場所においては、停電期間中は十分な電気を使用することができない。負荷を必要最小限に限定し、非常用発電機の燃料消費を抑えることが必要である。

また、非常用発電機は設置から年数が経過しており、老朽化が進んでいることから、非常用発電機の更新に向けて、計画を策定する。

本庁舎以外では、一部施設で非常用発電機があるが、電力供給対象が非常用照明に限られており、執務場所では停電期間中は電気を使用することができない。本庁舎以外の施設でも、非常時優先業務を実施するための必要な電力を確保するために、非常用発電機または携帯型発電機の導入を検討し、併せて停電期間中の電気を十分に（3日以上）確保するため燃料の確保対策を検討する。

## 第5節 通信

### 1 現状の確保状況

#### (1) 電話

外線電話のうち、災害時優先電話は31回線を有しており、停電時であっても回線が使用可能であれば利用できる。災害時優先電話以外の外線電話及び内線電話についても、非常用発電設備の稼働により使用可能である。

### 2 課題に対する取組の方向性

NTTの設備など外部インフラに被害があれば通信は断絶することから、衛星電話・衛星IP無線の導入を検討する。

## 第6節 防災行政無線

### 1 現状の確保状況

#### (1) 区防災行政無線

区防災行政無線は表15のとおり整備されている。

表15 区防災行政無線の整備状況

固定系	地域系	移動系	IP無線
74局	197局	34局	10局

#### (2) 都防災行政無線

都災害対策本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用することとなっている。なお、状況により、都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部及び総務省消防庁等に対して直接連絡を行う。

#### (3) 都災害情報システム(DIS)

災害対策本部は、災害が発生時から災害への応急対応が完了するまでの間、被害状況等について、都災害情報システム(DIS)により都へ報告することとなっている。ただし、システム障害等により入力できない場合は、都防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。

### 2 課題に対する取組の方向性

既に配備されている防災行政無線を有効活用できるよう定期訓練を実施する。

## 第7節 情報システム・データ

### 1 現状の確保状況

重要な行政情報システムについては、遠隔地に構築したシステムを利用しており、地震等の発生時においてもデータの消失を防ぐ対策を取っている。住基関係の重要データは、定期的にバックアップを取るとともに、遠隔地に保存している。

本庁舎と各拠点間の通信ネットワークについては、専用線で結ばれており地中引込や複線化されているが、一部架空引込や単線となっている箇所が存在している。

### 2 課題に対する取組の方向性

非常時優先業務を実施するため、全庁情報システムのための非常用発電機の設置及び燃料確保を検討する。あわせてサーバールーム以外で各部署が独自に管理している情報システム機器については、転倒防止対策を実施する。また本庁舎と各拠点間の通信ネットワークについては、専用線の複線化や地中化を行う。

## 第8節 水・食料等

### 1 現状の確保状況

区職員のための水や食料等の備蓄状況は、表16のとおりである。飲料水については3日間分が確保されているが、食料は2日間分の備蓄に留まっている。

表16 水・食料等の備蓄状況

種類	備蓄量
500ml 保存水	1,000 本
庁舎内保有上水（有効量）	
地下受水タンク	96 t
10階中間高置水槽	4 t
屋上高架水槽	13.6 t
アルファ化米（1食タイプ）	5,000 食
ビスケット	4,000 食
毛布	1,000 枚

### 2 課題に対する取組の方向性

応急復旧活動に従事する職員のための食糧として、3日分の食料を確保する。

## 第9節 トイレ

### 1 現状の確保状況

区職員のための災害時におけるトイレの確保状況は以下のとおりである。

表 17 水の備蓄状況

種類	備蓄量
庁舎内保有中水	
地下雨水槽	1,000 t (降雨量により変動する)
10階高置中水槽	4 t
屋上高架中水槽	10 t

本庁舎3階以下：ポンプによる配水のため、停電時は使用不可となる。

本庁舎4階以上：配管の破損がなく、かつ上階の水槽に貯水がある間は使用可能である。

また、庁舎リニューアルに合わせて、地下1階（駐車場）にマンホールトイレを設置する予定である。

### 2 課題に対する取組の方向性

雨水貯留槽の貯留水を雑用水として利用した後は、停電時は水を確保することが困難となることから、マンホールトイレを利用する。ただし、災対各部の従事者数からマンホールトイレだけでは不足する可能性を見込み、水を利用する必要のない簡易トイレの備蓄を進める必要がある。

## 第10節 消耗品等（用紙、トナー等）

### 1 現状の確保状況

必要となる消耗品は、災害備蓄用として十分な量が備えられていない。

### 2 課題に対する取組の方向性

非常時優先業務を遂行する際に必要な消耗品等は何か、災対各部及び各部署にて検討し、消耗品等のローリングストックを実施する。

# <風水害編>



# 第 1 章 計画の前提条件

## 第 1 節 前提条件

本計画では、「江東 5 区大規模水害広域避難計画（平成 30 年 8 月、江東 5 区広域避難推進協議会）」における避難行動（広域避難）の制約条件としての洪水氾濫の想定台風を前提条件とする。

### 1 対象とする水害

項目	前提条件
水害の種類	洪水
水害の規模	想定最大規模降雨による洪水 (荒川流域の 72 時間総雨量 632mm)
墨田区における浸水深（想定）	最大約 10m
墨田区における浸水継続時間（想定）	最長 2 週間以上

出典：江東 5 区大規模水害広域避難計画（平成 30 年 8 月、江東 5 区広域避難推進協議会）より抜粋

### 2 想定シナリオ

#### (1) 発災前における想定シナリオ

江東 5 区において発生し得る最悪の水害事象として、江東 5 区が共同で作成したハザードマップのとおり、区全域が浸水する大規模な水害の発生を想定する。具体的には、表 18 の発令基準にある雨量の推移に伴い想定される社会の状況も踏まえ、①広域避難に関する共同検討の開始、②自主的広域避難の呼びかけ、③広域避難勧告、④域内垂直避難指示（緊急）を順次発令していき、広域避難を実施していくシナリオとする。

大規模水害発生時における江東 5 区の最大浸水深、最大浸水継続時間の想定は図 7、図 8 のとおりである。

表 18 広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）の発令基準

発令段階	想定時間	発令基準	想定される社会の状況
①共同検討開始 (江東5区による検討)	72時間前を想定	①気象庁が72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合。 又は、 ②気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での <b>3日間積算流域平均雨量が概ね400mm</b> を超える可能性があると予測し、江東5区に情報提供があった場合 又は、 ③江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。	(日常通り)
②自主的広域避難情報 (広域避難の呼びかけ)	72～24時間前を想定	①気象庁が48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測した場合。 又は、 ②気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での <b>3日間積算流域平均雨量（1日間降雨実績と48時間降水量予測の和）が概ね500mm</b> を超える可能性があると予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。	【公共交通】 計画運休の発表
③広域避難勧告	24～9時間前を想定	①気象庁が、930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 又は、 ②気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での <b>3日間積算流域平均雨量（2日間降雨実績と24時間降水量予測の和）が概ね600mm</b> を超える可能性があると予測し、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。	【公共交通】 計画運休の実施
④域内垂直避難指示（緊急）	9～0時間前を想定	①Ⅲの状態が高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。 又は、 ②荒川下流河川事務所より、 <b>氾濫危険水位（A.P.+7.70m）</b> に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。	【道路管理】 通行規制 【公共交通】 計画運休の実施  氾濫発生

出典：「江東5区大規模水害広域避難計画」に一部（想定される社会の状況）加筆



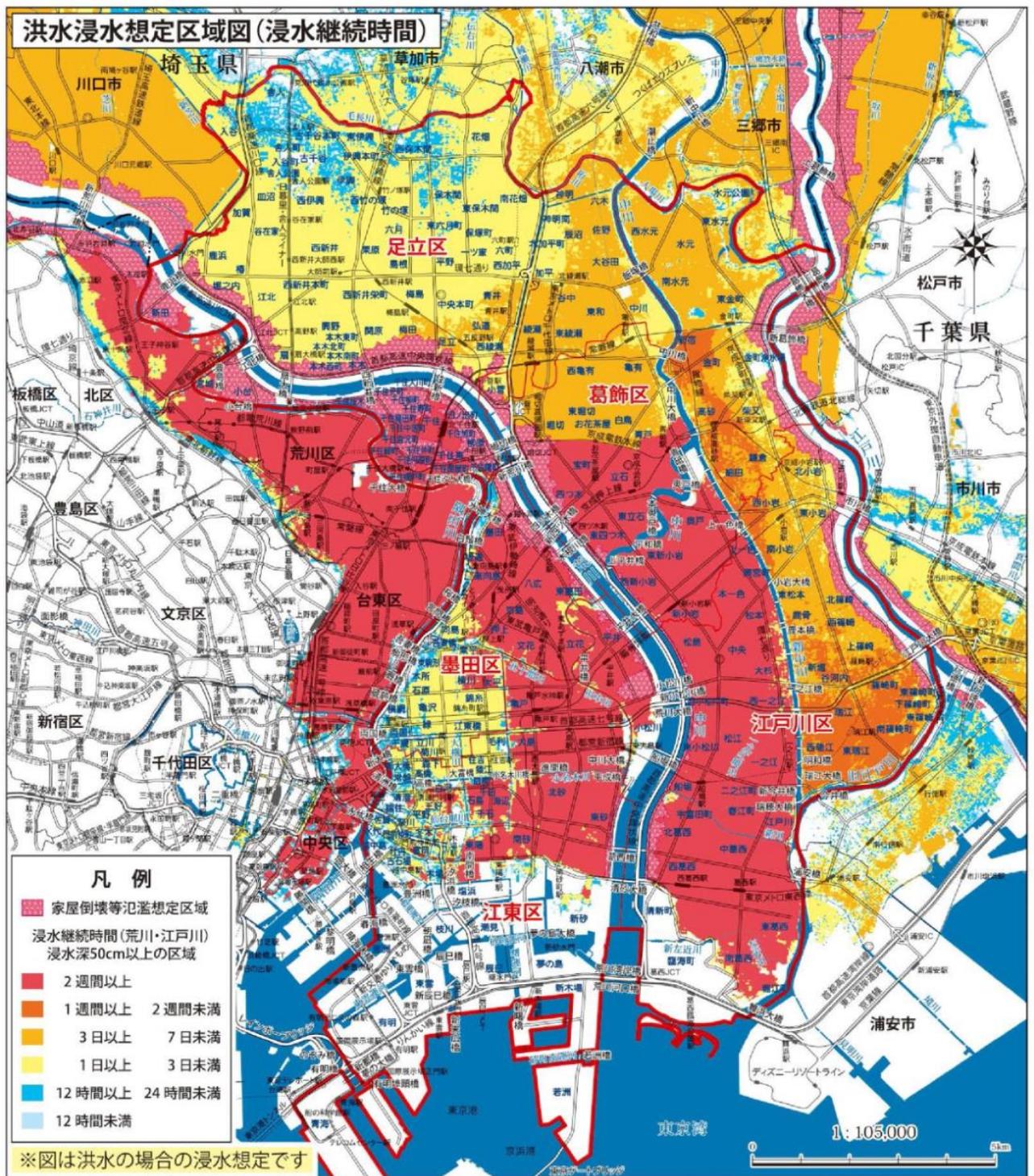


図8 「江東5区大規模水害ハザードマップ」による最大浸水継続時間の想定(洪水)

## (2) 発災後における想定シナリオ

破堤氾濫から図9のとおり区全域が浸水し、徐々に浸水被害が解消されていくに伴い変化する社会の状況も踏まえ、区内の被害地域を徐々に復旧していくシナリオとする。

避難状況は、区外の浸水想定区域外に広域避難した避難者と、区外への避難が間に合わず水害時避難場所（洪水）に避難した避難者、浸水深より高い施設へ垂直避難した避難者がいる想定とする。

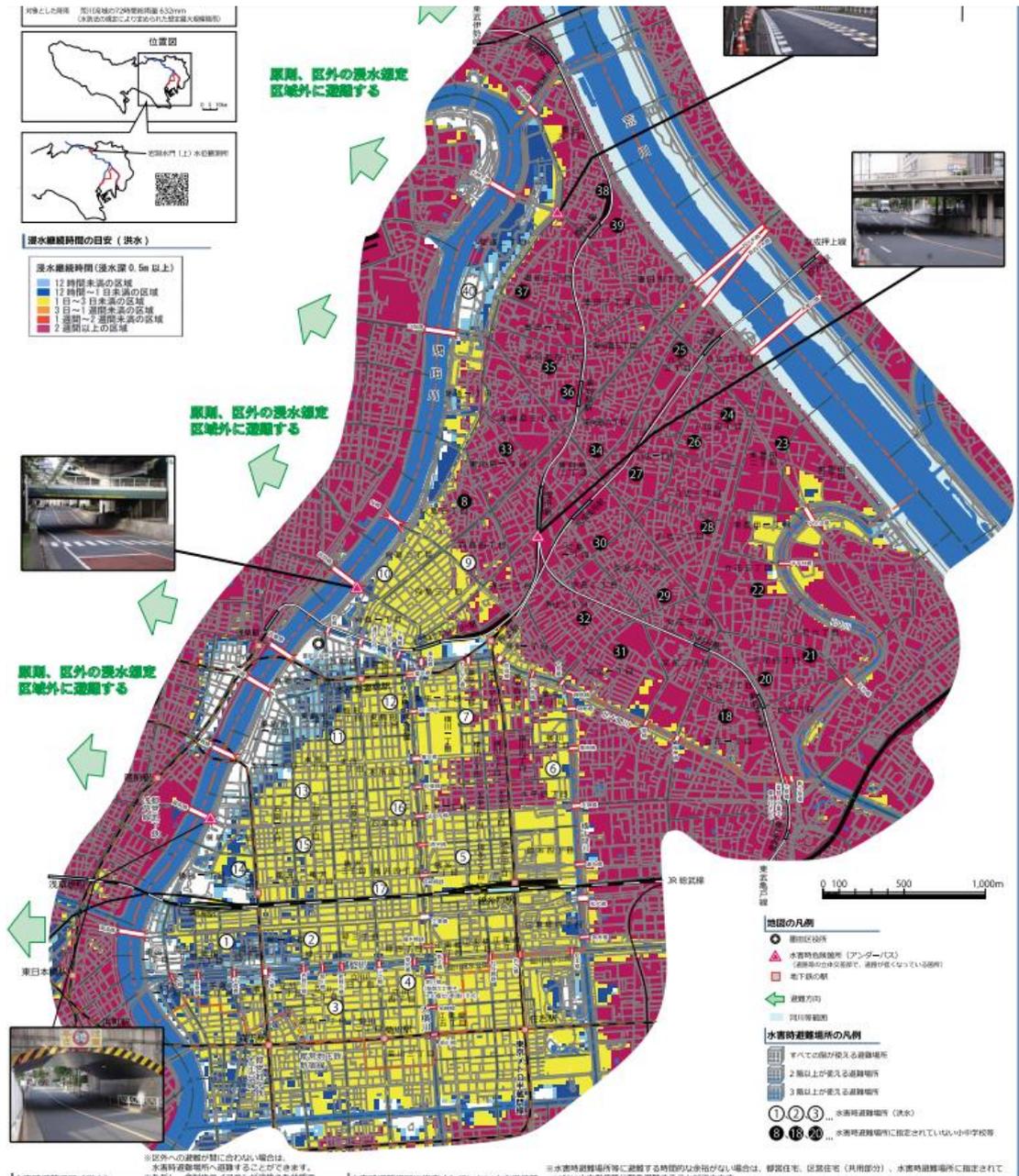


図9 「墨田区水害ハザードマップ」-荒川が氾濫した場合の浸水想定区域図（浸水継続時間）-

※出典：「墨田区水害ハザードマップ（平成30年3月1日作製）」

なお、「江東5区大規模水害広域避難計画」で示されている大規模水害時に江東5区で想定される事態は下記のとおりである。

- ① 堤防、放水路、排水機場、調整池及びダムの整備により、過去の水害経験に比べて浸水被害発生の確率は減少したものの、浸水が発生した場合には、最大浸水深は約10mの地域もあり、家屋の倒壊などの危険性がある。
- ② 江東5区は河川に囲まれており、避難のために人が集中する駅や橋梁のようなどころでは混雑した状況となり群集雪崩や将棋倒しが発生するおそれがある。
- ③ 巨大台風の接近に伴う風雨により電車の運行予定が乱れる、又は運行停止となり、避難が困難となるおそれがある。
- ④ 垂直避難する人数が多いほど、その後の救出救助活動等に時間を要し、すべての人を救助しきれない。

- ① 堤防が決壊した場合、全居室が浸水し溺れてしまうおそれや、堤防沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域では氾濫流による木造家屋の倒壊・流出、また、河岸侵食による木造・非木造の家屋の流出のおそれが考えられる。
- ② 江東5区は、隅田川、荒川及び江戸川に囲まれているとともに、中川、旧中川、綾瀬川、北十間川、大横川等の中小河川が入り組んでおり、広域避難をするためには、電車、自動車、徒歩のいずれかの方法で川を渡る必要がある。電車の利用や徒歩による避難の場合、駅や橋詰部などに人が集中する可能性があり、群集雪崩や将棋倒しなどの危険性がある。また、移動が長時間に及ぶことにより、具合が悪くなる住民や傷病者が発生することも想定される。
- ③ 避難の開始が遅れるにつれ、風雨や混雑の影響により、電車は遅延や運行停止、自動車は渋滞により動けなくなる可能性が考えられ、徒歩以外に移動手段がなくなる事態が考えられる。また、巨大台風の接近に伴い風雨が強まり、傘を差したままで歩行が困難な状況であることも想定しておく必要がある。
- ④ 垂直避難者については、行政機関がその居所を把握することが困難であり、重篤者や傷病者の救出に時間を要することが考えられる。また、広い範囲で2週間以上の長期湛水が想定され、該当する地域での垂直避難やその後の域外への移動については、以下のようなリスクも考えられる。
  - 下水が止まることにより、トイレが使えなくなる。また、水道がとまり、飲料水がなくなる可能性もある。停電等の生活環境の悪化も考えられる。
  - 高潮・洪水氾濫時には、水深が深くなくても濁水の中に危険物がある可能性や、マンホールの蓋が開いている可能性などがあり、ある程度水が引いても容易に安全な場所へ移動できない。

## 第2節 事業継続のための執行体制

### 1 墨田区の災害対策態勢

災害対策本部の配備は、次の基準により、第1非常配備態勢から第3非常配備態勢に区分されている（表19参照）。

表19 災害対策本部の態勢

区分	基準	態勢の目的
第1非常配備	係長職以上の職員を中心に全職員の約30%	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢をとる。
第2非常配備	第1非常配備態勢+全職員の約30%	第1非常配備態勢の強化と局地災害に対処できる態勢をとる。
第3非常配備	全職員	区災対本部が全力をもって災害救護業務に対処する態勢をとる。

※出典：「墨田区職員災害対策マニュアル（平成30年度修正）」

## 2 災害対策本部の組織体制

発災から時間が経過し、災害対策本部態勢が整い次第、図 10 のとおり、本部長の統括のもと全庁的な体制をもって災害対応にあたる（詳細は「墨田区地域防災計画」を参照）。

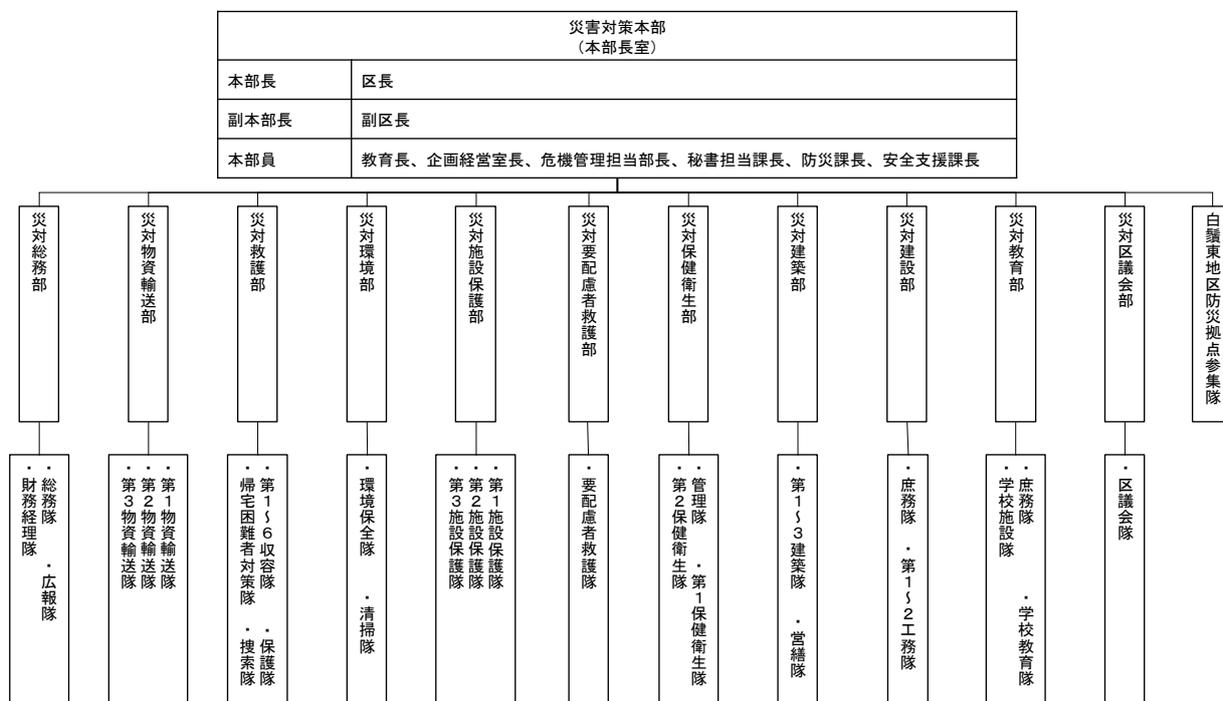


図 10 災害対策本部の組織体制

### (1) 発災前の本部活動

「墨田区地域防災計画（平成 30 年度修正）」で定められている災害対各部・隊の業務内容の大半は、地震を想定した発災後に実施する業務が主であり、風水害編で定められている業務内容の多くは地震編を準ずることとなっている。

なお、「墨田区水害ハザードマップ」において、想定浸水深 3 m 未満、かつ、想定浸水継続時間 3 日未満の施設として指定されている水害時避難場所については、次のとおりである。

施設名	住所	使用できる階
両国小学校	両 国 4-26-6	2階以上
緑小学校	緑 2-12-12	2階以上
中和小学校	菊 川 1-18-10	2階以上
菊川小学校	立 川 4-12-15	2階以上
錦糸小学校	錦 糸 1-9-12	2階以上
柳島小学校	横 川 5-2-30	2階以上
業平小学校	業 平 2-4-8	2階以上
墨田中学校	向 島 4-25-22	2階以上
小梅小学校	向 島 2-4-10	2階以上
本所中学校	東駒形 3-1-10	2階以上
横川小学校	東駒形 4-18-4	2階以上
外手小学校	本 所 2-1-16	2階以上
両国中学校	横 網 1-8-1	2階以上
二葉小学校	石 原 2-1-5	2階以上
錦糸中学校	石 原 4-33-14	2階以上
竪川中学校	亀 沢 4-11-15	2階以上
桜堤中学校	堤 通 2-19-1	全階

## (2) 発災後の本部活動

本計画で想定している大規模水害を前提とした発災後に実施する業務は、現時点では明確になっていない。

## 3 BCPの発動基準

風水害時において、策定されたBCPを有効に機能させるためには、BCPの発動基準を明確にしておくことが重要となる。BCP（風水害編）では、災害の発生が想定され、災害に備えて膨大な業務が発生するなかで、通常組織として対応が困難となり、災害対応のために業務の優先順位を考慮していく必要がでた場合に、災害対策本部の設置とともに発動するものとする。

BCPの発動後、本計画に従って非常時優先業務の実施体制を確保し、あらかじめ定められた手順により業務を遂行する。業務遂行にあたっては、非常時優先業務に必要な資源の被災状況などを確認し、ボトルネックへの対応及び業務の迅速な実行を図るものとする。

## 4 BCPの解除基準

本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、BCPの体制を解除する。

### 第3節 職員の参集

風水害は地震とは異なり、台風の接近等による被害の予測がある程度可能である。事前に予測される事態に備え、職員は発災前から必要な人員が参集しているものとする。

## 第2章 非常時優先業務

### 第1節 非常時優先業務の選定方法

#### 1 江東5区の取組

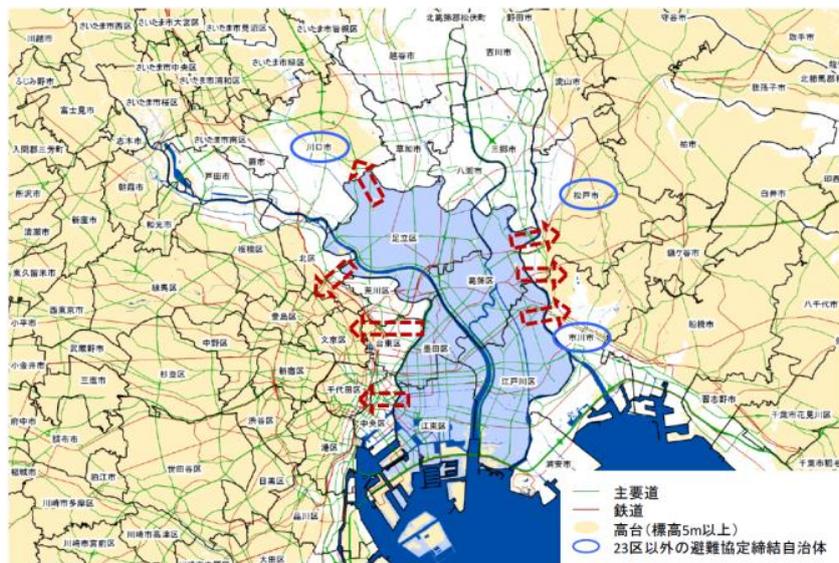
江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、平成27年10月に同地域における大規模水害時の避難対応を検討することを目的とした「江東5区大規模水害対策協議会」を設置し、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」を公表し、発災前の安全な段階で浸水区域内の全ての区民が広域避難することを理想とし、大規模水害による犠牲者ゼロの達成に向けた避難対応方針や具体化に向けた課題を整理している。

#### 【広域避難の具体化に向けた主な課題】

- (1) 膨大な避難者に対応するための**広域避難先の確保**
- (2) **広域避難時の渋滞や混乱の発生を避けるための誘導**
- (3) お年寄りや病人など、広域避難が**困難な人達の支援**
- (4) 広域避難が遅れて浸水域に**取り残されてしまった人の対応**

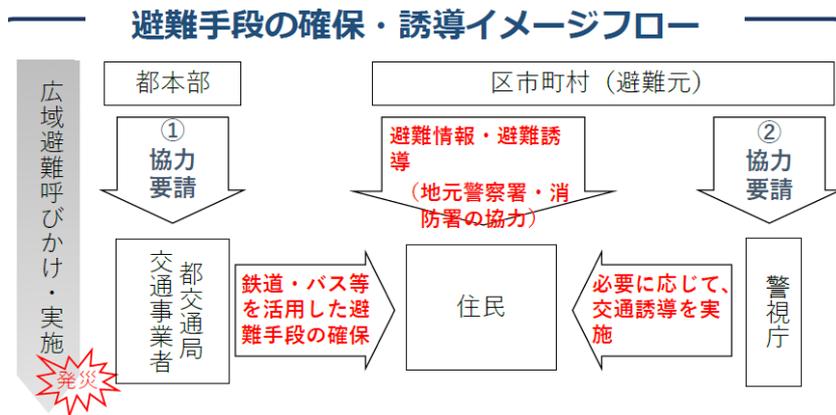
出典：リーフレット「江東5区の大規模水害を考える」

さらに、広域避難の具体化に向けた課題への対応のため、平成28年8月に発足した「江東5区広域避難推進協議会」では、現段階で江東5区が取り得る対策をまとめた「江東5区大規模水害広域避難計画（平成30年8月）」及び「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定し、広域避難勧告・城内垂直避難指示（緊急）等の発令基準（表参照）や避難行動及び避難場所、避難手段等の考え方や今後の課題を整理している。



## 2 国及び都等の取組（参考）

平成 30 年 6 月に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（座長：内閣府（防災担当）・東京都共同）では、首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討が進められており、第 3 回検討会（平成 31 年 3 月）では、広域避難場所の確保や避難手段の確保・避難誘導の検討課題に対する考え方（案）を示している。



出典：首都圏における大規模水害広域避難検討会（第 3 回）

また、荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会（第 3 回、平成 29 年 5 月）では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（東京都）の減災に係る取組方針（平成 28 年 9 月）を踏まえ作成された「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」が示され、参画機関（33 機関、45 部局）による運用が開始された。この「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」は、台風上陸前に、「いつ、誰が、何を」実施する必要があるのかといった観点で区・関係機関毎の事前行動を整理している。

レベル・目安 の時間経過	気象情報等	荒川下流 河川事務所	市区 (千代田区・中央区・港区・台東区・台東区・墨田区・葛飾区・江東区・荒川区・足立区・北区・東区・墨田区・葛飾区・江東区・荒川区・足立区・北区・東区)	東京都・埼玉県・ 警視庁・埼玉県警・ 千葉県警	交通事業者 ライオン事業者
レベル1-1 (5日前)	台風・気象情報の発表	○TL運用体制の構築 ○外部への広報 (HP等) ○河川管理施設の点検 ○資機材の確認	○TL運用体制の構築	○資機材の確認	○TL運用体制の構築
(3日前)	台風・気象情報の発表	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○水文観測所情報の提供 ○資機材の準備 ○河川区域内の状況確認	○資機材の確認・準備 ○広域避難の検討、自主広域避難の呼びかけ (江東区) ○福祉施設等の避難支援関係者との調整 (板橋区)	○資機材の準備	○資機材の確認・準備
(2日前)	大雨・洪水注意報 (埼玉、東京) 強風注意報 (埼玉) 強風・波浪注意報 (東京)	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○水文観測所情報の提供	○広域避難先の調整 (江東区、台東区、荒川区) ○休校・休園の検討 ○福祉施設等の避難支援の準備 (板橋区)	○交通関連情報の収集・確認	○公共交通機関の運転規制 (風速が規定値を超過した場合)
レベル2 (30時間前)	水防団待機水位 (岩淵水門上) 大雨・洪水警報 (埼玉、東京) 暴風警報 (埼玉) 暴風・波浪警報 (東京) 記録的短時間大雨情報 (埼玉)	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○水文観測所情報の提供 ○今後の人員の再確認 ○岩淵水門閉鎖操作に係る行動	○広域避難勧告 (江東区) ○区外含む高台へ自主避難を呼びかけ (荒川区) ○休校・休園の決定・伝達 ○公共交通機関の運行状況等の確認・周知 ○地下街等への情報提供 ○家庭倒壊危険ゾーンへの注意喚起 ○福祉施設の避難支援の実施 (板橋区)	○今後の人員の再確認	○今後の人員の再確認 ○運行状況の共有
レベル2 (11時間前)	はん濫注意情報 (岩淵水門上) 記録的短時間大雨情報 (東京) 大雨特別警報 (埼玉、東京)	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○交通規制情報の収集 ○洪水予報の伝達	○避難準備要請区域 ○避難勧告発令区域 ○避難指示発令区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域	○避難状況の把握 ○交通規制情報の収集	○駅構内の商業施設 管理者へ情報提供 ○鉄道の運行継続及び 停止に際する連携 ○交通規制情報の収集
レベル3 (3時間前)	はん濫警戒情報 (岩淵水門上)	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○洪水予報の伝達 ○自治体にホットライン	○避難準備要請区域 ○避難勧告発令区域 ○避難指示発令区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域	○地下街施設利用者の避難の 確認	○状況に応じた 交通規制の実施
レベル4 (0時間前)	はん濫危険情報 (岩淵水門上)	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○洪水予報の伝達 ○自治体にホットライン	○避難準備要請区域 ○避難勧告発令区域 ○避難指示発令区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域	○地下街施設利用者の避難の 確認	○状況に応じた 交通規制の実施
レベル5 災害発生	はん濫発生情報	○TL上のレベル設定 ○外部への広報 (HP等) ○洪水予報の伝達 ○自治体にホットライン ○応急・復旧対策の 検討・実施	○避難準備要請区域 ○避難勧告発令区域 ○避難指示発令区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域 ○避難区域指定区域	○浸水想定区域内住民等 への避難避難の呼びかけ ○職員の安全確保、避難	○排水機場の運転停止 ○危険箇所からの退避 ○危険箇所からの退避
				○はん濫情報提供 ○広域支援・連携の要請 ○応急対策 ○長期避難者支援対策	○応急対策 ○応急対策

出典：荒川下流タイムライン（事前防災行動計画）

### 3 風水害と地震の特徴の比較

風水害と地震の特徴を比較した際の被害事象と対応活動の違いは主に表 20 のとおりである。地震は風水害とは異なり一般的には予兆なく突然発災するため、事前の被害回避行動がとれないが、次第に危険性が高まり災害が起きる豪雨や台風による大規模水害については、「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」が整備されているように、発災前の事前防災行動を定めておくことで、その時の状況に応じた迅速な対応と被害の最小化を図ることができる。

また、発災後について、地震の場合は一瞬にして被災するため被害の拡大は比較的早期に収束するが、大規模水害の場合は、堤防の決壊箇所から氾濫し、時間をかけて被害が広範囲に及ぶことと、地域によっては水が一定時間引かず浸水被害が継続することから、被害の規模にもよるが、発災後における対応活動の着手時期や一部の業務内容が地震と大規模水害では異なることが考えられる。

表 20 風水害と地震の特徴の比較

比較項目		大規模水害（河川氾濫）	大規模地震
被害事象	時間変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災（堤防決壊）前から予兆がある</li> <li>・発災後は氾濫域の拡大から収束まで長期間にわたり被害様相が変化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に予兆なく突然発災する</li> <li>・発災直後に一瞬にして被災する（火災延焼等の一部の事象を除く）</li> </ul>
	空間的広がり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は、堤防の決壊箇所近傍から下流域の平野まで広大な地域で面的に広がる一方、全く無被害な地域も存在する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地内において被害を受けている施設と受けていない施設が混在している</li> </ul>
対応活動	発災前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予兆を捉え、予警報の発信や避難誘導を初めとする被害回避行動をとれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に予兆を捉えられず、事前の被害回避行動がとれない</li> </ul>
	発災直後（堤防決壊、地震発生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は、堤防の決壊箇所近傍付近から面的に広がり、被災地における防災関係機関の対応機能がほとんど麻痺する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域内でも一部の対応機能は稼働する</li> </ul>
	応急期（被害の拡大～収束）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は、堤防の決壊箇所近傍にとどまらず、下流域まで広大な地域に広がる</li> <li>・氾濫域拡大までに長時間を要するため、堤防の決壊箇所近傍以外の地域では、安全な場所への避難誘導等の被害軽減や浸水被害の拡大防止対応がとれるが、対応の仕方によっては、被害が拡大する地域も発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一瞬にして被災し、避難誘導等の被害軽減や拡大防止対応は、火災延焼拡大防止等の一部にとどまる</li> </ul>
	復旧・復興期（被害収束後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体での対応が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体での対応が必要となる</li> </ul>

※参考：「大規模水害、通常の水害及び地震災害の違いと主な災害事象（第2回大規模水害対策に関する専門調査会/中央防災会議（平成18年11月16日に実施）」

#### 4 非常時優先業務の選定方法

風水害時の非常時優先業務の選定方法は以下のとおりとする。

- ① 非常時優先業務の選定にあたっては、発災（河川の氾濫）の前と後に分けて、整理をする。
- ② 発災前は、「江東5区大規模水害広域避難計画」「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」等を参考に、墨田区として実施すべき事前防災行動について、風水害時の「発災前における主な非常時優先業務」として選定し、課題を把握する。
- ② 発災後は、「墨田区職員災害対策マニュアル」で整理されている地震を想定した非常時優先業務や他自治体の事業継続計画などを基に、風水害時の「発災後における主な非常時優先業務」を作成する。

## 第2節 主な非常時優先業務

### 1 発災前における主な非常時優先業務

発災前における主な非常時優先業務は下記のとおりである。

目安時刻	応急対策業務	
	情報	組織・体制
120 時間前	<b>【気象情報及び被害状況等の情報収集】</b> ・気象庁・荒川下流河川事務所等から台風情報及び気象情報の収集、確認<随時> <b>【体制の確認】</b> ・協力機関体制確認、連絡体制の確認<随時> <b>【浸水予想範囲の確認】</b> ・荒川下流破堤氾濫時の浸水予想範囲の確認 <b>【区民への情報発信等】</b> ・HP、SNS、緊急速報メール、安全安心メール、防災行政無線、広報車等で各種情報を周知<随時> ・区民からの問合せ対応<随時>	<b>【災害対策本部設置・運営】</b> ・災害対策本部の設置 ・災害対策本部設置の通知(庁内及び関係機関へ) ・本部会議の開催<随時>
72 時間前		
72～48時間前	<b>【報道機関等との連携、情報発信】</b> ・報道機関への対応<随時>	<b>【災害対応人員の確認・手配】</b> ・今後の人員配置の確認 <b>【資器材の準備】</b> ・止水板、土のう等、止水・防水資器材等の準備・点検 ・災害対策用資器材、復旧用資器材の準備・点検
48時間前		
48～24 時間前		
24時間前		
24～9 時間前	<b>【被害状況等の情報収集】</b> ・被害状況の把握【随時】 <b>【地下街、地下施設管理者等への情報提供】</b> ・地下鉄・地下街等への情報提供、関係者との調整・避難対策<随時> ・地下施設利用者への周辺避難場所の広報<随時>	<b>【関係機関等との情報連携】</b> ・必要に応じて、河川事務所へリエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣を要請 <b>【職員参集】</b> ・計画連休の実施予定等を動案し、参集発令 <b>【区庁舎の安全対策】</b> ・水防資器材(土のう、止水板)による止水対策 ・庁有車の移送(高台等) ・庁舎内の安全確認、PC端末等の移動(用紙・台帳類)
9時間前		
9～0 時間前	<b>【ホットラインによる状況判断】</b> ・過去の洪水と比較等、洪水の切迫性について確認	<b>【関係機関等との情報連携】</b> ・状況に応じて、リエゾン(災害対策現地情報連絡員)を通じ、河川事務所に災害対策機械などの支援を要請 ・自衛隊等への派遣要請検討 <b>【復旧活動の準備】</b> ・リ災証明書発行準備

※本タイムラインは「江東5区大規模水害広域避難計画」で、広域避難勧告及び域内垂直避難指示(緊急)の発令基準に達する規模の災害を想定している。□  
 ※「江東5区大規模水害広域避難計画」では、「0時間」は氾濫が発生した時間軸を示している。本タイムラインにおける「0時間」についても同様の考えとする。  
 ※本タイムラインは、実際の状況に応じて、時系列を前倒し等する場合がある。

(事前行動)		通常業務 (事前行動)
社会基盤・交通	避難	
	<b>【江東5区による共同検討の開始】</b> ・江東5区いずれかの区長の呼びかけにより共同検討を開始 (広域避難の検討)	
<b>【危険箇所等の点検】</b> ・工事現場等の点検<随時> ・雨水ます等の点検、清掃<随時> ・公共施設の安全点検<随時> ・区内(河川、道路等)の巡視<随時> ・破堤箇所、浸水区域の情報把握<随時>	<b>【区内水害時避難場所についての方針決定】</b> ・区内水害時避難場所(福祉避難所、協定締結団体含む)開設の方針決定 ・住民防災組織等への周知、協力依頼 <b>【要配慮者への支援】</b> ・要配慮者施設への情報提供<随時>	<b>【休校・休園の検討】</b> ・幼稚園、小中学校、保育園等の休校・休園等の検討 <b>【休館等の検討】</b> ・施設の休館等の検討
	<b>【自主的広域避難情報の発表】</b> ・自主的広域避難の呼びかけ<随時>	
	<b>【広域避難先との調整】</b> ・広域避難先への連絡(市区との調整)	<b>【休校・休園等の決定・伝達】</b> ・幼稚園、小中学校、保育園等の休校・休園等の決定、周知 <b>【休館等の検討】</b> ・施設の休館等の決定、周知 <b>【中止の連絡】</b> ・イベントなどの中止連絡
	<b>【広域避難勧告の発表】</b> ・江東5区長共同による広域避難勧告の発表(対応方針)	
<b>【公共交通機関等の運行状況の周知・共有】</b> ・道路管理者への道路規制及び鉄道事業者・バス事業者への運行状況の情報収集及び周知<随時> <b>【水防工法の検討、実施】</b> ・被災箇所・被災危険箇所に対する水防工法の検討、実施 <b>【重要施設・設備等の浸水防止対策】</b> ・巡視に基づき漏水箇所等に積土のう(消防に要請) <b>【道路交通対策に関する事前協議】</b> ・地下鉄と地上鉄道等の運行継続及び停止等に関する連携 ・浸水想定区域のアンダーパス含む道路に関する注意喚起	<b>【広域避難の実施】</b> ・避難方法・手段の案内、避難場所の案内<随時> ・避難者の誘導(警察、消防団、自主防災組織等と協力した避難者の誘導)<随時> ・避難遅延者の対応<随時> <b>【区内水害時避難場所の開設・運営】</b> ・水害時避難場所の開設・運営 ・想定浸水深より高い階への備蓄物資の移動 <b>【要配慮者への支援】</b> ・福祉避難所の開設 <b>【協定締結団体への要請】</b> ・協定締結団体へ避難者受入れのための施設開放要請	<b>【業務の縮小・中止】</b> ・窓口業務の縮小 ・ゴミ収集業務の中止
	<b>【城内垂直避難指示(緊急)の発表】</b> ・広域避難を中止し、想定される浸水深よりも高い近くの施設へ垂直避難	
	<b>【広域避難先との調整】</b> ・広域避難者の把握<随時>	

## 2 発災後における主な非常時優先業務

発災後における主な非常時優先業務は、次のとおりである。

浸水状況の解消前は、域内垂直避難や区内の水害時避難場所に避難している区民が一定数存在することから、自衛隊等の関係機関と連携した救助活動や避難生活の支援等が主な業務として考えられる。

浸水状況が一部解消（浸水継続時間が1日～3日未満の区域）された後は、該当区域内に、本庁舎が位置することから、庁舎機能を復旧していくとともに、浸水被害が解消された区域を対象に、土砂・汚泥の除去や障害物等の撤去など、区と協定を締結している民間団体等と連携し、復旧作業のための基盤を構築していくことが主な業務として考えられる。

区内全域の浸水状況が解消された後は、地震時と同様に復旧業務や復興業務が本格的に開始されるものと考えられる。

時間経過(※)	応急対策業務	復興業務	通常業務
直後	<b>【被害状況等の収集】</b> ・破堤箇所、浸水区域の情報把握<随時> ・公共施設等区内の被害状況を収集<随時> <b>【救助活動の実施】</b> ・自衛隊等と連携し、浸水地域における救助活動を実施<随時> <b>【区内水害時避難場所への支援】</b> ・飲料水、食糧等の供給等(発災前から継続して実施) <b>【災害に関する広報】</b> ・防災関係機関等と連携した広報活動<随時>		
直後～12時間	<b>【ライフライン事業者との情報共有】</b> ・ライフライン事業者(電気、ガス、上下水道、通信)と、ライフラインの状況について情報共有<随時>		
12時間～1日			
1日～3日 【浸水状況の一部解消】	<b>【広域避難勧告等の一部解除】</b> ・河川からの氾濫の恐れがなくなった段階で解除 <b>【区庁舎の復旧】</b> ・区庁舎(主に地下及び1階)の復旧作業 <b>【区内巡視】</b> ・区内の巡視、道路、橋梁等の被害調査<随時> <b>【安否確認・捜索】</b> ・要配慮者の安否確認<随時> ・行方不明者及び遺体の捜索依頼<随時> <b>【支援体制の整備・要請】</b> ・人的及び物的支援の整備、要請 <b>【災害救助法】</b> ・災害救助法の適用申請 <b>【記録】</b> ・記録写真の撮影<随時>	<b>【システム管理(被災者生活再建支援システム)】</b> ・システム等機器の稼働可能な状況の確認 <b>【災害廃棄物(がれき)の処理】</b> ・仮置場設置場所の状況確認、確保及び設置準備(管理体制の整備、分別作業場所、動線確保)<随時>	<b>【庁舎建物・設備の維持に関すること】</b> ・庁内破損個所の確認 <b>【システム管理(住民記録系・内部情報系)】</b> ・システム等機器の稼働可能な状況の確認 <b>【水防・地域防災・除雪計画に関すること】</b> ・公共土木施設等の被害状況を集約する
3日～1週間	<b>【保健・衛生対策の実施】</b> ・感染症予防・保健衛生活動の実施<随時> <b>【復旧作業のための基盤構築】</b> ・災害廃棄物の処理体制の調整<随時> ・土砂・汚泥の除去<随時> ・障害物等の撤去<随時> ・道路・橋梁等の応急復旧<随時> ・ボランティアの受入・管理<随時>	<b>【し尿処理計画の策定】</b> ・災害協定締結事業者及び東京二十三区清掃協議会へのし尿処理運搬車両の確保要請<随時> <b>【災害廃棄物(がれき)及びし尿の収集運搬業務】</b> ・処理計画に基づき、し尿の収集及び運搬作業の実施<随時> <b>【発災後のがれき・ごみの臨時的処理業務】</b> ・施設・設備及び車両の被害・損傷状況を調査・把握<随時> <b>【介護保険相談窓口運営】</b> ・被災状況に応じた行政及び事業所の対応について周知<随時>	<b>【苦情・相談の受付に関すること】</b> ・苦情・相談の受付<随時> <b>【ねずみ衛生害虫駆除】</b> ・区民からの相談受付<随時> <b>【戸籍に関する届書申請書等の受付・審査及び処理】</b> ・受付・処理体制の確保<随時> <b>【廃棄物(生活ごみ)の収集及び運搬業務】</b> ・処理計画に基づく収集作業の実施<随時>
1週間～2週間	<b>【家屋・住家被害の集約・状況調査】</b> ・家屋被害状況調査(被災度調査)の実施<随時> <b>【り災台帳の作成】</b> ・家屋・住家の被害状況調査の実施<随時> ・家屋・住家の被害状況調査結果に基づき、り災台帳を作成<随時> <b>【応急仮設住宅の設置及び管理】</b> ・応急仮設住宅の設置及びに関する業務の実施(災害救助法が適用された場合は、都の活動への協力)<随時> <b>【応急教育の策定・実施】</b> ・応急教育計画を策定し、その開始を園児・児童・生徒及び保護者等に周知<随時>	<b>【被災施設の復興工事に関すること】</b> ・調査業務委託、調査立会など<随時> <b>【災害廃棄物(がれき)の処理】</b> ・被災家屋の解体・撤去に関する申請受付<随時> <b>【システム管理(被災者生活再建支援システム)】</b> ・り災証明発行用端末、ネットワーク準備<随時>	<b>【指定管理者・施設の維持管理】</b> ・指定管理者施設の安全確認<随時> ・指定管理者と業務再開に向けた調整<随時> <b>【教育基本法に基づく義務教育の実施】</b> ・応急教育の開始 <b>【幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育(保育)の実施】</b> ・応急保育
2週間～1か月 【浸水状況の解消】	<b>【指定避難所等の開設】</b> ・区内の浸水状況が解消された後、区内の指定避難所を開設<随時> <b>【り災証明書の発行】</b> ・り災証明書を発行<随時> <b>【災害復興本部準備室の設置】</b> ・災害復興本部準備室を設置 <b>【災害対策本部の廃止】</b> ・本部会議の審議を経て、本部を廃止	<b>【災害復興本部の設置】</b> ・災害復興本部を設置	<b>【児童福祉法に基づく施策及び施設の充実と運営(公立保育園の運営)】</b> ・通常保育の実施 <b>【学校給食の実施】</b> ・給食の再開

※堤防決壊箇所からの氾濫が収束し、「墨田区水害ハザードマップ」で想定した浸水状況からの時間経過を示す。

※発災後における復興業務と通常業務については、地震時とほぼ同様の業務が浸水状況の解消状況を踏まえて実施されていくことが想定される。

※本タイムラインは、実際の状況に応じて、時系列を前倒し・後ろ倒し等する場合がある。

### 第3節 広域避難を実施するうえでの課題に対する取組の方向性

本節では、「江東5区大規模水害広域避難計画」に示される今後の課題や近年の水害より得られた知見等を踏まえ、本章第2節で選定した非常時優先業務を遂行するうえでの課題に対して、墨田区独自に取り組むべき事項につき取組の方向性を示す。

表 21 墨田区における主な取組の方向性

項目	主な課題に対する取組の方向性
避難情報の発令	○広域避難情報の発令のタイミングの検討 ○多様な情報伝達手段の確保
要配慮者対策	○要配慮者の避難手段の検討
避難行動及び避難場所	○区外水害時避難場所（広域避難先）の運営体制の検討 ○区内水害時避難場所の運営体制の検討
避難手段	○公共交通機関による避難のための発令タイミングの検討 ○自動車による一斉避難の抑制のための発令タイミングの検討
庁内各課の役割・連携体制	○「墨田区職員災害対策マニュアル」の改定 ○非常時優先業務の実施担当の明確化
治安対策	○警察と連携した治安パトロール活動の実施

### 第3章 事業継続のための必要資源の整備

本章では、必要な業務資源・環境（人的資源、物的資源、情報資源）等について、風水害時に特有な対策について検討する。

表 22 非常時優先業務遂行上の主な課題と対策（概要）

必要資源	主な課題に対する取組の方向性
庁舎	○墨田区外の代替庁舎を確保し、必要な資器材の配備、具体的な使用方法等を検討する。 ○本庁舎は、大規模水害時における浸水による被害を防ぐための止水板（50cm）を庁舎リニューアルに合わせて設置予定となっている。想定される浸水深に至った場合でも、地下の電気室など浸水により本庁舎が長期にわたり使用できない事態に至らないように、重要設備の浸水対策や排水ポンプ及びピットの設置を検討し、早期に本庁舎での業務再開ができるようにする必要がある。

## 参考資料一覧

	参考資料	備考
C D - R に 保 存	参集可能職員算定結果	
	庁内説明会 資料一式	手順書 等
	調査シート	必要資源の確保策の検討 (地震・風水害共通)
	調査シート	応急復旧業務、復興業務・通常業務
	非常時優先業務<地震編>の総括表・一覧表 (応急復旧業務)	災対組織別、業務の着手時期を記載
	非常時優先業務<地震編>の総括表・一覧表 (通常業務等)	通常組織別、業務の着手時期を記載
	発災前における非常時優先業務<風水害編>	
	発災後における非常時優先業務<風水害編>	

※CD-Rには他全てのデータを保存

令和2年3月

**墨田区事業継続計画（BCP）＜地震・風水害編＞**

編集発行 墨田区都市計画部危機管理担当防災課  
〒130-8640  
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
電話 03（5608）6206